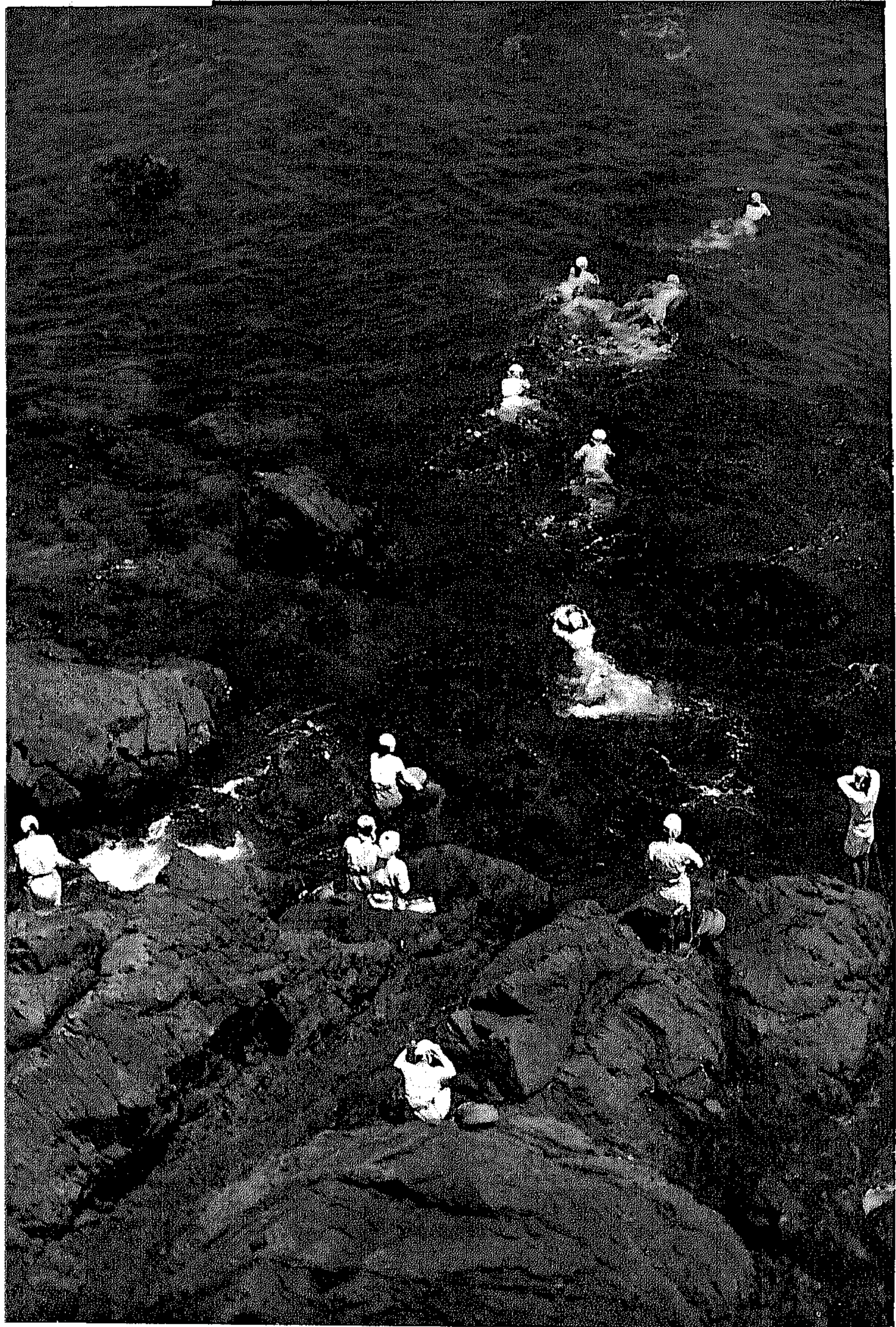


婦人少年者



4 号

婦人少年協会



海女出漁 (三重県志摩の真珠採取)

年少者の特殊雇用慣行

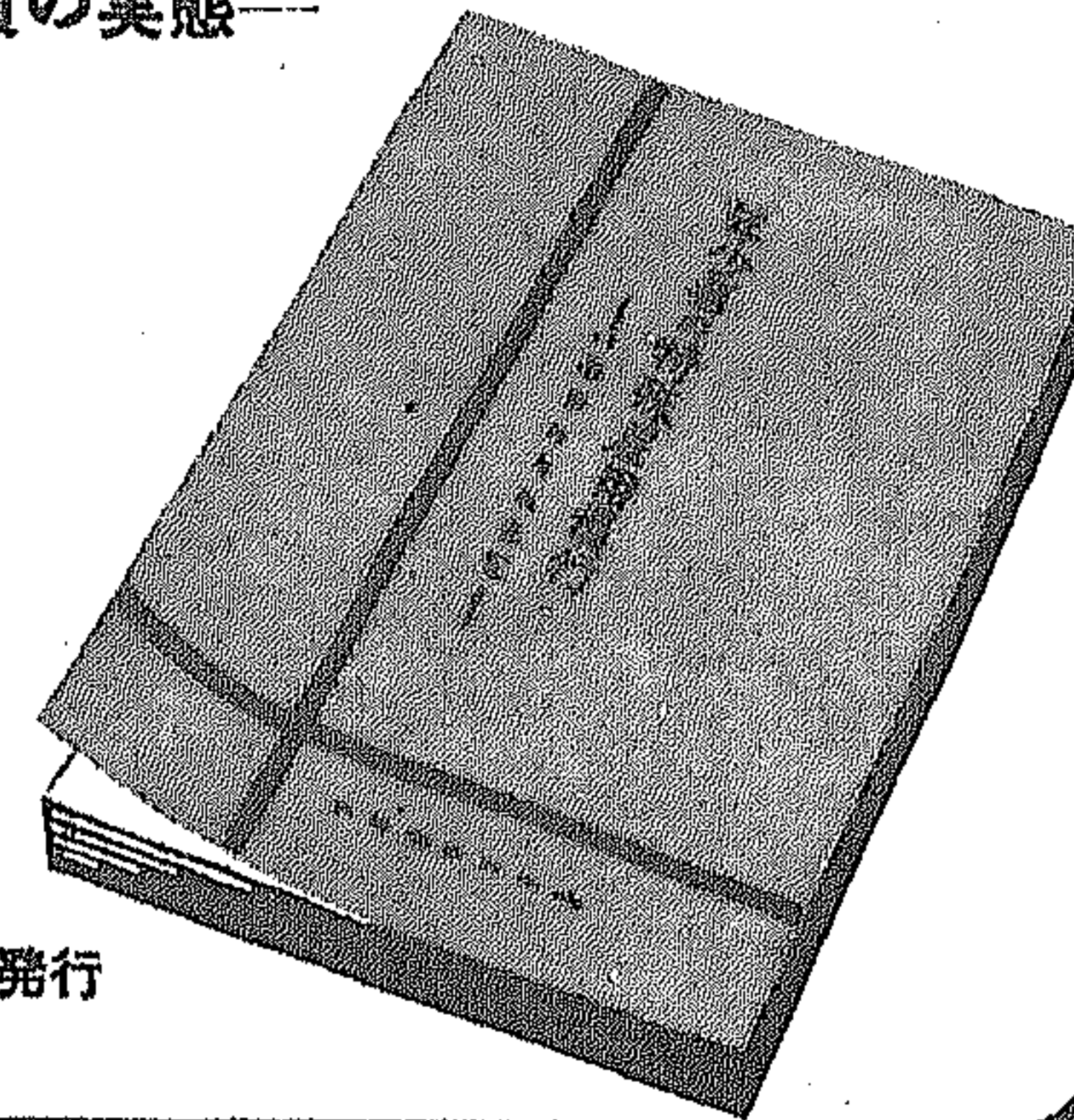
——いわゆる人身売買の実態——

内 容

いわゆる人身売買とは
人身売買から現在までのうつりかわり
人身売買の発生する原因について
最近の人身売買について
防止保護対策について
身売り児童の保護と仲介人その他の取
締りの現状

定価 200 円 送料 30 円

労働省婦人少年局編 婦人少年協会発行



婦人や青少年の適職選定・就職斡旋・産業教育関係者のために
25 年間の努力と 好評をつづける専門誌

☆
購読
会
員
募
集
☆

職 業 指 導

☆
実
物
見
本
贈
呈
☆

月 刊 1 部 60 円 送 料 4 円 1 年 600 円 (送料共)

本誌は、中学・高校・大学の職業教育・職業指導・職業家庭科関係
はもとより、公共職業安定所・指導所・工場・会社・研究団体等の労
働・人事関係、婦人年少者の問題に関心を持たれる方々にとつて、欠
くことのできない指導雑誌として、ご愛読をおすすめいたします。

6 月 号

主 要 目 次

7 月 号

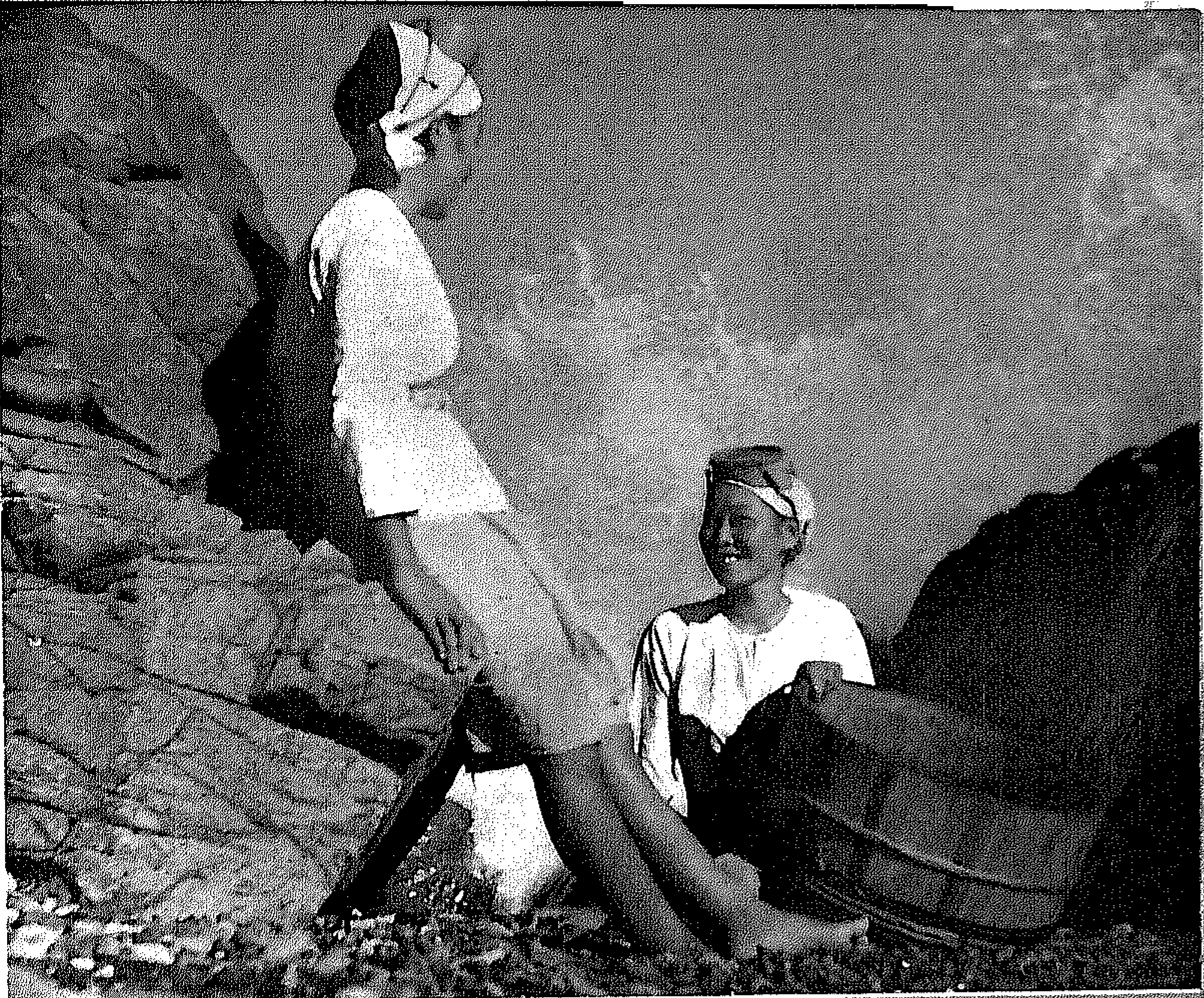
産業教育と職業家庭科教育……………海 後 宗 臣
わが国産業経済の動向と
青少年の雇用……………氷 室 吉 平
対談：職業指導の課題……………江 下 孝・藤本喜八
作業実習の計画……………アーサー・A・ディック
職業情報資料……………石 原 義 治

職業家庭科教育と産業教育……………杉 江 清
ヨーロッパの職業適性検査……………桐 原 稔 見
本年大学卒業生職業指導関係論文紹介
身体障害者の職業能力調査……………労働省
働く少年少女と語る……………座 談 会

東京都千代田区
大手町 1 の 7

財 団 法 人
日 本 職 業 指 導 協 会

振替 東京 77629
電話 丸ノ内 (29) 1625・4728



婦人と年少者 四 目次

日 原 恵子の海女

◇ 婦人の労働と「母性」の保護

国際間の理解を深めるために

エリノア・ルーズヴェルト

附・出席者との懇談より

労働大臣就任にあたって

小坂善太郎

婦人労働が女子の身体におよぼす影響

森山豊

寒冷地の紡績工場の職業病について

柴本勝弥

母子福祉資金の貸付について

植山つる

新聞配達の子らをたずねて

牧野弘子

男女の能力差はいつ作られる(日本興銀訪問)

内山つぎ

不具になった少年労働者

内山つぎ

寄宿舎生活の問題点

内山つぎ

新聞配達をしている年少者について

内山つぎ

労働力調査・平均給与

内山つぎ

婦人雇用の現状

内山つぎ

低学年の長期欠席

内山つぎ

◇ エチオピアの女子教育

内山つぎ

◇ おしらせ

内山つぎ

表紙絵……展示美術協会

カツト 倉石隆 塚谷政義

婦人の労働と「母性」の保護

婦人の身体は、外見上、男子に比べて繊弱であります。またその罹病率も高く、一旦病気になるかかと恢復がおそいといわれています。いわば婦人は疾病に対する抵抗力が弱く、また体組織の活動も一般に低いのであります。

にもかかわらず婦人は、人類の歴史を通して、婦人のみに与えられ、また人類の歴史がその遺産を持つてまもりつづけて来たところの「母性」たる資質を持つております。

婦人の労働が、人類の幸福につながる問題として重視されて来たのは、一つにはこうした婦人の特質と生涯労働との間にももたれる様々の矛盾に基くものであります。

婦人が労働者として一層高められた健康を持ち、その地位をあげてゆくためには、まずこうした婦人労働の本質に関する問題の明瞭の上にたつて婦人の労働保護とともに、働く婦人自身が日々の生活のなかに、実証的な努力をもつて健康を打ちたててゆくことが、必須の要件ではないかと思われます。



国際間の理解を深めるために

エリノア・ルーズヴェルト

婦人と年少者

私は日本に参りましてから、あるときには大きなグループで、またあるときには小さなグループで、皆様方と御一緒に日本のかたがたの直面している問題について、そして特にアメリカに關係することについて、お話ししたり、懇談したりして参りました。アメリカに参りますときは私は指導的な婦人の方たちの集まりには始終出席いたしまして、その方たちと親しくして参ります。たとえば労働組合の婦人の指導者や、その他いろいろな婦人団体や社会事業団体に働いてゐる方たちとも親しくして参ります。それからまた、アメリカの議員や、行政府で働いてゐるかたがた、教育者や文筆活動をしてゐる方、評論家、報道機関に携つてゐる新聞記者、あるいはラジオに關係する仕事をしてゐるかたがたなどを、私はよく知つて参ります。

それでも、私が日本語を知つておりましたなら、皆さまとすぐお友だちになり、相互に理解しあふことは非常に簡単なことと存じます。しかし最もよい通訳を通じまして一つの國語が新聞やその他に報道された場合には、全く正確

には伝わらないということを知つて参ります。私が日本にまいりました第一義の目的は、私自身が日本と米國の間の問題をもっとよく理解したいということでございます。それで、皆さま方が私に御質問くださることを私は希望しております。そして私は、その御質問に対して、できるだけ正直に、私の知つてゐる限りをお返事いたします。しかし私もまた、知らないことがたくさんございます。けれども正直な話しであり、特に私の國の婦人と日本の婦人との間の正直な話しであり、相互の理解を深めるものではないことを私は信じて参ります。皆様方は平和を希望してゐる方々でございます。また私の國の婦人たちは、全部が平和を希望してゐるのでございます。しかしアメリカにあるいろいろな環境的な問題が、ほんとうにアメリカの人々が希望してゐることを、あるときにはそうさせ得ないような環境や状態をつくりあげてゐるということを知つていただきたいと思います。

私は國連および國連につながるさまざまな機關を通じてのみ、私たちが世界の平和をもたら

ふと思ひます。

お互いの國の理解を深めることを困難にしてゐる要因の一つとしては、風習・習慣の違いと、宗教的な意識の違いが非常に大きなものではないかと思ひます。また、異つた法律

婦人と年少者

かしの困難なことの「一つ」として、やはり言葉の問題があるのではないかと思ひます。昨晩、私はある人からいただいたパンフレットを眺めました。そこに出てくることと、それを持つて来て説明した人の話を考え合せてみますと、確かに言葉の違いから生じてきた誤解がそこにあるように思われました。私は國連で、他國語で話される言葉が、同時に通訳されて聞くことができる制度のもとで、今まで仕事を参りました。そしてその通訳は一つ一つの言葉としては非常に完全に訳されてゐながら、しかも、あるときには意味が完全に合つてゐない、というふうな場合があることを発見いたしました。國連でそういう通訳をしてゐる方は、ほんとうにすばらしいもので、代表がマイクrophoneに話すと、それをききながら、そのまゝ別の五箇國の正式な言葉になおしてゆくわけでございます。ですからこのことは、何もその人たちの批判してゐるわけではなくて、言葉の違いというものが、どんなに正確な通訳をもたすのに困難かということをも云つてゐるまででございます。國連に対する一つの批判は、討論の長すぎるということとです。しやべるばかりで、行動が非常に少いじやないかというところでございます。しかし私は話す時間が非常に長くても、ほんとうにすべての人が云ひたいことを云つてしまつた方がよいと思ひます。それはその人の心の中にあることを全部私たちが知ることができるからです。たとい十分かかるうと、三十分かかるうと、ほんとうにその人が考えてゐることを言ひたいだけ云つてもらつた方がい

ると思ひます。お互いの國の理解を深めることを困難にしてゐる要因の一つとしては、風習・習慣の違いと、宗教的な意識の違いが非常に大きなものではないかと思ひます。また、異つた法律制度とそれに基いて發展してゐる社会の形態の違いなどにもお互いの理解を困難にするものがあるのではないかと思ひます。この宗教と法律というものは、一つの國の中でさへもいろいろな解釈の仕方によつて、進つた考え方が出て来るものでございます。たとえば私がパキスタンに参りましたときに、いろいろな職業についてゐる女の指導者の方とお目にかかつて、その女の方たちが、それぞれ自分たちの権利を私に説明してくださいましたが、パキスタンは多数の回教徒でございますから、この國の法律は回教徒の教典であるコーランに全部入つてゐるのでございます。この人たちの解釈というものは、全然新しい解釈の仕方でございます。ですからそういう新しい解釈というものが、一つの國の中においてもいろいろな意見・見解を生み出して来るのであつて、それが他の國と關連した場合に、また一つの困難を生み出して来るものだと思ひます。一つの例を申し上げますと、コーランという經典には男の人は四人まで奥さんを持つていいということが書いてございます。しかしそれに附加して、その四人の奥さんを平等に扱わなければならないと規定してあります。私が参りましたその会にいらつしやつたいろいろな御婦人方は、みんな御主人のたつた一人の奥さんだといふことをしたので、どうい

わけかと伺ひましたところが、コーランにはそのように規定してあるけれども、現在四人の奥さんを持つて、四人を平等に扱うといふことはほとんど不可能だといふ説明を聞きました。これはあるいはただ単に形式的なこととで、それ以上の意味はないかもしれませんが、私が東京に参りまして気がつきましたことは、道を通つてゐる人の中にもいろいろの種類があつて、着物を着てゐる方もあるけれども、多くの方たちは洋服を着てゐる方々でございます。そういう中で私が考えたのは、これはたいへんいいことだと思つたわけでございます。自分たちが自分たち自身の文化・文明といふものの中で、よいものは保持して行かなければならぬけれども、しかし他の文明・文化から自分たちに適用するもの、実用的であるものをどんどん取入れて行くということが自分たちの進歩をも促進させるのではないかと思ひます。そういう交流から私たちの相互の理解も深められていくのではないでしようか。一昔前にはお互いが全然孤立して住むことができたわけでございます。たとえば日本のような場合でも、ほかの國と全然交渉しないで、鎖國して暮らしてゐたといふことが、一昔前までは可能でございました。しかし今日では、完全に孤立して一人だけ住むといふことは、いくらさうしようと思つてもできないのであります。私たちはお互いにつながり合つて生活し、そしてその生活を最大限に利用して、お互いに進歩して行くといふ道しかないでございませう。日本が直面してゐる基本的な問題の一つは、経済の問題だと私は思ひます。非常に小さな面

積に、このような多くの人口が住まなければならぬということ、又それに対する調整が行われていないことです。日本ではこういう状態において、人々がほんとうに協同してやっていると、このことができていないのではないかと私は考えます。皆様方の多くは、あるいはこういふ経済問題はとうにもできないものだといふふうで、考えていらつしやる方があるかもしれませんが、しかしその問題をよく研究していろいろやつて見たり、又同時に私たちが米国でよく行いますように経済問題や政治問題について政府に圧力をかけることは、これはどの国でも可能なことではないかと思うのでございます。

今日私たち婦人は、いろいろな問題について知識を持つていなければなりません。これは自分たちの関することではないとか、男の分野に關することだという無責任な態度をとすることは早できないのです。婦人は自分たちの身のまわりのすべての問題をよく知り、それに対処する責任をとらなければなりません。

最後に一言申し上げたいことは、皆様が御質問をなさるときに、ぜひ率直に言つていただきたいということでございます。そして私はほんとうに真実にこれに答へたいと思います。皆様方が率直な意見を言つてくださることによつて、私たちお互いの理解が深められ、この与えられました機会を最も有効に使うことができるのではないかと思います。

X X X

出席者との懇談より

上代たの（日本婦人平和協会会長） 日本には国連の働きがまだよくわかつていないように思われるので、国連と非常に密接な関係をお持ちになつていたミセス・ルーズヴェルトから、国連の歴史で、一番大切な仕事であつたこと、またこれから具体的にどうしていくのが有効であるか、について伺いたいと思います。

ル夫人 国連の Specialized agencies すなわち保健機構やユニセフのような専門機関が実際の仕事をしております。そういう仕事はもちろんだ切ですが、何と云つても世界人権宣言が最も大切な仕事ではないかと思ひます。これは法律的な拘束力を持つていませんが、初めて世界の人たちに、こういう人間の権利があるということを自覚させた点に重要な意義があると思ひます。

久布白雲（日本婦人矯風会） 米国にあるバス・グッド・ロー（私生児法）というのはナショナル・ローですか、ステート・ローですか。今国際的に問題になつてゐる混血児のことですか、調査の結果、国連軍の駐留によつて生じた日本における混血児の数は、両親が結婚してアメリカに行つたのが一万一千、捨て子になつて、ほとんど両親ともわからないのが五百以下、母一人でかかえてゐるのが四千といふことがわかりました。結婚したものの子はアメリカで人権を認められてゐますし、捨て子は日本の政府が七十のインスティテューションで世話をやいてゐま

すが、母一人がかかえてゐる四千人には何の保護も与えられていません。私の聞いたところによれば、米国のバス・グッド・ローは、父親が認知すれば、その子供に対し、子供が十六歳になるまで二十五ドルから四十ドルまでの金を、父親が支払わなければならないことになつてゐるということです。四千人の七割七分までは父がわかるので、この法律が適用されれば、日本の混血児問題の最大の部分は解決されると思ひます。

ル夫人 どちらの法律であるか、今はつきりしませんから、いすれ調べてみますが、私の記憶では、連邦の法律ではなく、州の法律だと思ひます。

田中照子（日本大学婦人協会） 日本が国連に加盟した場合、国連軍に日本の兵力を提供するところが当然の帰結ではないかといふことで、日本の青年層には非常にけい反對があります。アメリカでは若い人たちが尊い人命を朝鮮戦線で犠牲にしていますが、青年たちがどのようにしてそれを納得させてゐるかについておたすねします。

ル夫人 今の御質問は二つに分けることができますと思ひます。一つは、日本がUNのメンバーであれば、といふことですが、——アメリカはもろろ日本に加盟を希望してゐますが——加盟国の問題では、連とアメリカとの間に意見の相違があります。ソ連は中共、外蒙、ロシア、ニア・エストニア、ラトヴィアなどの国々を加盟させたいといふ、その他の国はイタリア、セロン、日本などを加盟させたいと思ひてゐま

す。ソ連は安保理事会で、加盟に対する採決でたびたび拒否権を使いますが、このような問題に対して拒否権を使うことは正しくないといふ私は思つております。しかしまだこの問題は国連で決定されていませんが、次第に世界中のあらゆる国が国連に加盟しなければならぬと考えています。

第二の問題は、日本が国連に加盟した場合、日本が軍事的に国連を援助しなければならぬかどうかといふことですが、国連の中に永久的な一つの警察力ができれば、そういう義務が生ずるかもしれません。現在ではそういう状態でないことを御承知願ひたいと思ひます。これは最初から原子力に対するアメリカとソ連の意見の相違があつて、アメリカは国際的な検査官を設けて原子力の製造を検査したいといふので、ソ連は、自国の工場を他国の者に見られることは反対だといふ、まだ両国の間に理解ができておりません。ですからたとえ朝鮮のような事件が起つても、自衛的に軍隊を出したい国の人たちが兵隊を出してゐるといふ状態です。この間、日本に来てゐるアメリカ大使が、大統領の許可を得て、声明しましたが、その中で、日本が朝鮮に出兵しなければならぬといふような強制を、アメリカは絶対にしない。なぜならそれは自衛的活動なのだから、といわれました。日本の若い人たちが、もしもそのような恐怖をもつてゐるとしても、国連は現在、そういう強制ができない状態になつてゐるので、そういうことは起り得ないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

戸叶里子（衆議員） 究極の、そして理想的な世界平和建設のためには、すべての国が国連に加入することだと思ひますが、それまでに何かほかの方法がないものでしょうか。現在の平和運動は反米的なものであつたり、観念的・宗教的だといふ非難があつたりして考えさせられるのですが、ミセス・ルーズヴェルトは世界に多くの知己を持つておられるので、世界的スケールで、何か平和をもたらせるような具体的な運動についてよいお考えがないでしょうか。

ル夫人 もつとも具体的なことは、国連の専門機関を通じて一緒に仕事をするということではないかと思ひます。私どもはすべての国々を一つの国にしたいと願つてゐるのですが、いろいろの国の人々が一つのグループに入つて何か一つの仕事をするといふことは、いろいろな国の人が集つて何かできるといふことの証明にもなりません。そういうことによつてお互の理解を深めることができると思ひます。もう一つは世界各国の子供のために、いろいろなことをするようにしたらよいのではないかと思ひます。ユニセフの仕事もその一つですが、不幸にして、私の国ではこれに対してまだ十分な仕事をしておりません。それからもう一つ、学生や科学者や文化人の交換、また工業や農業など、あらゆる方面で働いてゐる人たちの交換をして、お互の国の生活条件だの興味の中心だのを知ることによつて、お互の理解を深めあうことができるのではないかと思ひます。

藤原道子（参議院） 日本の現在一番困つてゐることは経済的な問題です。狭い領土に多数の

人口と、あなたも云われましたが、適正人口五千万といわれている日本の国土に八千五百万が生きてゐますところへ、現在駐留軍基地が昨年十一月までで六百三十箇所でき、取上げられた領土も三兆一千万坪になつて、百姓は耕地を失ひ、漁民は漁場を失つております。学校と鉄条網を一つ隔てて駐留軍の基地がある。病院のすぐそばに飛行機の基地があるといふわけで、療養の自由を失ひ、教育の自由を失ひ、働く仕事を失つた人々が、思想的にも反米的になつていくのを私は非常に恐れております。昨日の議会で、駐留軍から、さらに莫大な基地の要求がなされてゐるとききました。日本人はいつたかどうしたらいひのけでしょうか。それにかつて日本の軍隊は空砲で演習してゐたのですが、今は実弾射撃なので、破片が附近の校舎の壁をつき破つて教室に落ちた例さえあつて、落ちついて勉強できない実情です。アメリカでは学校と軍事基地との距離はどのくらいなければならぬとお考えでしょうか。

今一つは基地附近の風紀の問題です。これは双方の責任とも云えますが、非常に大きな問題になつてゐますので、おろかいいたいします。

ル夫人 実弾射撃に關する規則は知りませんが、前線に行く最後の演習にだけ実弾を使うようにきいております。これと同じような問題が戦争中ホノルルであつたとき、実弾を使う場合は、基地の周囲の非戦闘員がけがをしたり、じやまになることがないようにしてやつたといふことを私は覚えております。日本の場合、朝鮮の戦争がなくなれば、当然、実弾を使うことは

労働大臣就任にあたって

小坂善太郎

この度図らずも労働大臣に就任致しました
が、この機会に労働諸問題についての所懐の二
端を申し述べ、関係各位に御挨拶申し上げたい
と存じます。

昨年四月國民待望の獨立を回復して日なお淺
いわが國にとつて、現下の複雑な國際情勢と困
難な經濟諸條件の裡に処して經濟の自立を達成
し、産業の興隆を図り、真に獨立の實を擧げる
ためには、勞働關係の面においても解決を要す
べき多くの問題があると存じます。

經濟の自立と産業の興隆を図るには職場において生産に携わる労働者の生活を安定し、労働率を昂揚しなければならぬことは勿論であります。更に生産の基盤をなす公正且つ安定した労使関係を維持促進することが極めて重要なことと考えます。

終戦以来八年に近い歳月を閲し、その間わが国の労働組合はその組織の面においても、その活動の面においても著しい発展を遂げ、一方使

用者側の勞務管理の態勢も整備されて來たのであります。が、何といつても勞働關係の歴史の新しいわが國の現状においては、未だ改善を要すべき多くの点が存することを卒直に認めなければならぬと考えます。思うに勞使關係を安定し、公正な勞働關係を維持促進するためには、先ず勞使双方が勞使間の問題を自主的に責任をもつて解決するという基本原則を確立しなければならぬのであります。特にこの場合において、勞使双方とも経営の内部における自己の職分と責任を常に念頭におき、相互の理解を深め國民經濟の現状を認識した広い視野と國民の公正な世論に対する深い洞察の上に立つて問題を処理するという態度を堅持することが極めて肝要であると存じます。蓋し、勞使が互に自己の立場のみを固執し、經濟的社會的諸條件についての認識を欠き、公正な世論を無視するならば勞働問題の公正妥當な解決は決して図られな

いと信ずるからであります。従つて勞使双方の

なくならないと思ひます。いふれにしても、非難風が絶対に替はされないのであるように、主眼されることは必要だと思ひます。よろしうなら、いかとすることが今すぐ自分の眼に浮んでまいりませんが、ともかく駐留軍の当局と日本の政府とが相談しあつて解決方法を考へていただけないものでしょうか。

加藤いさ子（日本PTA全国協議会） 日本の母親の一人といたしまして、私たちが戦争で受けたうき目を子供に再び味わわせたくないという願いから、子供を真に平和を愛する国際人として育てたいと思い、PTAの運動を通じてそれを実現しようとしております。世界の子供をしあわせにするという目的は純粋な平和運動への大きな力となると思いますので、日本のPTAがそのような国際活動のお役に立つにはどうしたらよいか、先進国であるアメリカのPTAの国際活動についてお話しただいたたり、また助言していただきたいと思います。

ル夫人 アメリカのPTAでは、学校の子供たちが、他國の學校の子供たちと手紙を交換したり、アメリカほど裕福でない國の子供たちにノートブックや鉛筆を送つたりして交際することには非常に興味を持っております。また他國に姉妹校というような關係の學校をつくり、手紙のやりとりや函圖を送つたり、いろいろなものを箱に詰めて送つたりします。どういふことはアメリカのケヤ（対歐米國援助物資發送協會）もやつていますので、ケヤにお金を出して送ってもらいます。アメリカのPTAは國際的な理解を促進する仕事には喜んで協力いたします。

ら、もし日本のPTTAからアメリカのPTTAへ手紙でも出したいというお気持があれば、私がおあずかりして、帰つてから全団会長にお渡しします。

紅霧みつ（参照圖） 先ほども人口問題についてのお話が出ましたが、これは私も國民自身
が解決しなければならぬ問題ではあります
が、何しろ領土が三分の一も減つた上に六百万
もの人々が海外から引揚げて来たのですから、
衛生保護法もでき、計画腹見も一般に実行に移
つてはおりませんが、それだけではなかなか解決
できません。これは大きく解釈すれば人権にも
つながる問題です。國連ではどうした人口問題
に關して日本の現状を取上げられてしかるべき
だと思ひます。これについてミセス・ルーズヴ
ルトのお考えを伺いたいと存じます。世界には
広い土地がたくさんあるのですから、もう少し
自由に日本人が出ていく道を考えていただけま
いと思ひます。この問題が解決いたしますと、
日本の当面してゐるむずかしい問題の幾つかは
解決されるのではないかと思ひます。

ル夫人 この問題はたしかに國連で取上げら
れてよい問題だと思います。今度の戦争のあと
にオーストラリアが方々からいろいろな避難民
を入れた例もありますし、このような一國で解
決できない問題は、たしかに國連に出せる問題
だと思ひます。

(五月三十日、日本医師会館における労働省婦人少年局長主催「ルーズヴェルト夫人體展懇談会」速記より抜萃)

主張の不一致が不幸にして自主的に解決し得ないような事態が生じた場合にも、進んで公正な第三者機関による平和的調整を図るといふ慣行を確立することを労使双方に期待するものであります。

このような見地から、私は労働省の一つの主要な使命は、労使ならびに国民一般に對しわが國の社会経済の現状を客觀的に分析した諸資料を常に提供し、問題の合理的解決に資することにあると考えますので、今後この方面の行政の強化を図るとともに、紛争調の調整機関たる労働委員會の充實を図りたいと存じます。

先づ失業問題は、根本的に解決しなければならぬ。雇用量の増大を図ることによつて解決しなければならぬと考へますので、關係各省と緊密な連携を保ちつつ綜合的經濟諸施策の發展を図るとともに、失業保險制度の円滑な運営を図り、又緊急失業対策事業については、年間稼働日数の増加等予算の拡充を図る一方、失業者福祉施設の新設をも考慮致したいと考へます。

また、我が國の婦人少年行政につきましては、我が國も法制的には婦人の地位は世界の水準に達しており、實質的にも近來婦人自身の自覺と一般社會の理解が漸く浸透して來ております。

次に労働基準法の改正につきましては、各方面からいろいろの御意見が出ておりますが、労働条件の国際的水準を考慮の上今後慎重に研究を重ねて参りたいと存じます。当面の問題としては、現行法律諸規則の円滑な運営に特別の留意を致すとともに、産業災害、職業病の防止、技能者養成制度の推進、労災保険給付の迅速化、労働者住宅の建設促進等の積極面に行政の重点を指向し、国民経済の現段階に即した労働者の福祉の増進を期して参りたいと存じております。

も少くないと考えますので、今後とも関係各省や民間諸団体と緊密な連絡をとり、婦人の地位の實質的向上を図るための施策を講じたいと思つております。また働く婦人や年少者の労働条件の確保については、今後更に特段の留意を為すとともに、その福祉の増進を図るための施設の設置等をも考慮してゐるのであります。

以上所管行政につき所信の一端を申し述べたのでありますが、私は、労働省は労働問題に關し、関係者に対するサービス省たることをその基本とするものであるという基本的考え

更に失業問題については、朝鮮麗土に一時状況を呈した雇用情勢は、近時経済諸情勢の停滞と相俟つて必ずしも樂觀を許さない情勢にあるのであります。失業問題の悪化は、経済社会

今後とも各位の絶大な御努力御協力を願う次第であります。



婦人労働が女子の身体に およぼす影響

森 山 豊

婦人労働が性機能におよぼす影響

一、月経におよぼす影響

婦人の性機能の状態は月経によつて表徴される。それゆゑ月経の状態を追求めてゆけば、卵巣機能を察知することができる。

それゆゑ労働婦人の保健指導には、月経の状態を追及することが必要である。

就職後月経が不順になるとか、あるいは無月経になつたような場合は、卵巣機能不全の状態を示すことになる。

この卵巣機能が低下すると、女性ホルモン分泌に異常をきたし、このために子宮の發育を悪くして将来不妊の原因となつたり、或は婦人としての心身の發育が阻害されることになる。このような卵巣機能の表徴である月経と労働とはいかなる關係にあるであらうか。

ここに私たちの調査した結果の一部をのべる。と次のようである。

職種は検査（一四％）、旋盤（一〇％）、組立（九％）等立業が多い。

また月経の周期についてみると、次表上のよう

月経の 状 態	就 職 前		就 職 後	
	数	%	数	%
順 調	565	77.1	761	65.5
不 調	168	22.9	401	34.5
計	733	100.0	1,162	100.0

うに、不順の者の率は就職前は二二・九％に對して、就職後は三四・五％となつて、増加している。

なお月経痛についてみると、次表下のようになっている。就職前は二九・三％に對して、就職後は三九・四％に増加している。

月経の 苦痛の有無	就 職 前		就 職 後	
	数	%	数	%
有	216	29.3	481	39.4
無	520	70.7	662	60.6
計	736	100.0	1,093	100.0

このような月経痛のために仕事を休むかどうかを調べると、一、〇九八人中、休む者七八人（七・二％）、休まない者一、〇二〇人（九二・九％）で、大部分の者は休暇をとつていない。これを他の事務を主とする職業婦人について調べると総数一、八〇五人中、五〇五人（二八

％）の者が休暇をとつていない。このように月経痛のために休む休まないということは、身体の状態のみでなく、職場によつて、休みがとりやすい所と、とり難い所があるためであらう。

なお月経の量も変化することがあり、一般に就職後減る傾向が多い。

このような労働による月経の変化の原因には次のようなことがあげられる。

(一) 全身の疲労や栄養低下のため

(二) 職業上取扱う物質の中毒のために卵巣機能を障害するため

(三) 長い間立業に従事するために子宮の位置異常や慢性炎症をおこすため

(四) 環境の変化のための精神的影響

なおこのような月経の変化は、就職後いつ頃から現れるかを調べてみると、半年以上たつてからが多い。

これらの就職後月経不順となつた者が退職した後にはどうなるであらうか。就職後不順になつた者三四二名が退職した後、この約半数が順調に復している。

しかも大部分は退職後三か月以内に順調とな

婦人労働と年少者

変化の種類	半年以内	7 か月1 年	1 年以上	計
周期の変化	6	87	88	181
無 月 経	7	22	26	55
量 の 変 化	4	64	13	81
日数の変化	9	90	51	150
月 経 痛	3	46	20	69
計	29	309	198	536

のである。それでも、退職後の半数は不順のままになつてゐることは注目せねばならない。

退職者三四二名についてみると、順調になつた物一七三名（五〇・六％）不順のままの者一六九名（四九・四％）となつてゐる。

二、子宮やその付属器（卵管や卵巣）の炎症

これらの炎症の多くは、慢性のうつ血のためである。それゆゑ長時間の労働起立、坐り仕事、歩行、振動、寒冷、湿潤、高温等がその原因となる。

ことに子宮の筋層や内膜の炎症は坐り仕事に多い。長い間むりにしゃがんだり、あるいは便秘したり、冷えたりすると、血液の循環を悪くする。

ともかく女性の身体に不適当な刺激が加わると、性機能を障害する。この原因の一部は機械的

因の一部は機械的的なものであるが、一部は神経的なものであり、一部は化学的、ホルモンのなもので、これらが子宮の慢性的炎症をひきおこすことになる。

このように子宮に慢性のうつ血がおこると、子宮は肥大し、子宮の分泌物が増すために、帯

下（こしげ）が多くなり、又卵巣も刺激されて月経異常とか月経痛をひきおこすことになる。

このような場合には、徐々にからだ力が弱り、疲れやすくなり、又背中が痛んだりする。このようなことを予防するためには、時々仕事の種類や姿勢を転換し、日光に浴し、胃腸の消化を助け、服装に注意して、冷えたり、あつすぎたりしないようにすることである。

このような症状は慢性になつたり、あるいは再発することも多い。もし慢性になると、子宮の炎症が悪化するばかりでなく、更にその周りの靱帯に炎症が波及し、又卵巣・卵管の炎症もひきおこすことになる。このような場合には、後述するような不妊症の原因となつたりする。

労働婦人に多い腰痛は、多くはうつ血と、姿勢からくる骨の変化のためである。

三、骨盤の変化

女性の骨盤の大きさは、分娩の際に胎児の通路となるので、この大きさは分娩の難易に密接な関連性がある。

この骨盤の發育はビタミンD不足による骨軟化症や遺伝的な本質にも關係がある。

また小児期の栄養不足とか慢性の病氣、たとえば梅毒や結核等も骨盤の發育を悪くする一因となる。

又骨盤の変形は、繊維・鉄山・金属工業のような、いつも立つてゐる労働に若い時から従事した場合におこることがある。これは強制姿勢のために背部や腰部、大腿部、上腿部などの筋肉がひっぱられるためである。

ことに骨がまだかたまりな若い若年の場合に

は、このように筋内の緊張のため腰痛や圧迫感、あるいはひびくはるために、骨の変形をおこすことになる。

なお發育期にあつて、労働婦人の生活環境が悪く、又激しい労働に従事するので、それによつて骨盤の發育が悪いことがある。

このような骨盤異常は、労働条件の改善と、生活環境の改善によつて減少してゆくことは、多くの研究によつて明かになつてゐる。

四、子宮の下垂や後屈

常に腹圧を加へるような労働に従事していると、子宮の下垂や後屈をおこすことがある。ことに無力性体質の人におこりやすい。このような子宮の位置異常は、腹圧を加へるような機械工とか、裁縫師や農婦等におこりやすい。

婦人労働と妊娠分娩

一、婦人労働と妊娠率

婦人の労働が妊娠率にいかなる影響を及ぼすかを判断することは、非常に困難なこととて、これに關する正確な文獻も少ない。

労働婦人には結核が多い。婦人では胸部結核から性器結核を併発することが多い。この性器結核になると、不妊率が非常に高くなる。

このため労働婦人では、労働による直接影響ではなく、結核のために、将来不妊症となるこ

とがある。

このような性器結核の予防のためには、肺結核の予防が第一である。

二、婦人労働と妊娠

多くの毒物は母体から胎児に移行して、直接胎児を障害して死産となり、あるいは流産をひきおこすことになる。

また産後は母乳に移行して、乳児を障害することもある。このように胎児や乳児を障害する毒物としては、鉛・砒素・サルチル酸・ヨード・ブローム・水銀・クロロホルム・抱水クロール等である。

また胎盤は胎盤に出血をおこし、硫化炭素は充血をひきおこす。

それゆえ、取扱う毒物の種類によつて、直接卵子や胎児を障害することもあり、又母乳を通じて乳児を障害することもある。

Table with 4 columns: 数, 流産率%, 早産率%, 研究の調査による. Rows include 家庭婦人, 裁縫婦, 紡績女工, etc.

三、妊娠経過と分娩 発育期の女子が強制労働の労働に長い間従事していると、骨盤の發育を障害することは、前述したところである。

なる。Gowdow が調査した各種の職種と骨盤異常と異常産率

Table with 4 columns: 職種, 数, 骨盤異常%, 異常産率%. Rows include 家庭婦人, 農・婦, 雑役, etc.

以上表のようである。即ち非労働婦人即ち家庭婦人に比べて、労働婦人は骨盤異常と異常産率が最も異常率が高い。

このような異常率は、就業年齢が若いほど大きいことは Gowdow の統計の示すとおりである。(次表参照)

Table with 6 columns: 就業年齢, 数, 異常%, 異常産率%, 数, 異常%. Rows include 11-12, 13-14, 15-16, 16歳以上.

1. 妊娠初期から避くべき作業

即ち若年で就業したもので、骨盤異常と異常産率が非常に高くなっている。

- (1) 悪臭物質および有害な化学的物質を取扱う作業
(2) 重労働および重量物を取扱う作業
(3) 振動または衝撃が腹部におよぶ作業
(4) ひんぱんに階段を昇降する作業
(5) 任意に休憩できない作業
(6) 環境が妊娠に障害を及ぼすと認められる作業
(7) 全身の協同動作を必要とする作業
(8) 強制作業を必要とする作業
(9) 持続的な立業
(10) ひんぱんに前屈姿勢をとらなければならない作業

女子の労働衛生に関係する資料

- ①産前産後休業調査 (労働省婦人少年局)
②女子重量物取扱作業に関する調査 (同局)
③労働衛生資料(二十二集) 職業病(労働省労働)
④通信事業に於ける筋的作業強度の測定報告書
その(四) 財金保険作業 其の(八) 電話交換作業
⑤産前産後休業調査 (通信労働調査室)
⑥労働科学全書第一巻月経と作業能率(原保良)
⑦労働衛生管理 (繊維産業保健協会編)
⑧労働科学研究報告第一部、産業と結核 (労働科学研究所)



寒冷地の紡績工場の職業病について

興和紡績・倉吉工場の例

柴本勝弥

紡績工場では戦前から二交代制がとられているため、ほとんど全部が密閉集団生活をしており、しかも若い女子従業員が全従業員の九〇%を占めているから労働衛生については検討を怠らず、職業病の絶滅を期している。私の勤務する興和紡績倉吉工場の女子従業員におこ

りやすい病気の予防法についての記録をもとにして研究した結果を発表し、御批判を乞ふ次第である。

一 職場による疾病(気管支炎及び難い喘息) 粉塵が少いことは、空気が清浄であるための大きな条件の一つである。ところが殆んどすべての労働場の空気はある程度の粉塵で汚染されている。特に紡績工場は原料が原料であるだけに、他工場に比べて粉塵がいつも多いにもかかわらず、戦前から防塵はあまり完備されていなかった。

原因別分類表 (一)塵埃 (二)異常温度条件 (三)作業姿勢 (四)作業方法に原因するもの

二 予防法 ①休養時間にはなるべく戸外に出て新鮮な空気を吸い外気にあたり、体操を奨励する。当工場では朝二回、昼一回、夕一回ラジオ体操と体操体操を奨励し、喫煙不良の場合は、まだ雨天体操場の設備がないから廊下で実施している。湿気の多い天候に恵まれない地方では、雨天体操場か、これに代るものが絶対に必要である。当工場でも目下計画中である。

原因別分類表 (一)塵埃 (二)異常温度条件 (三)作業姿勢 (四)作業方法に原因するもの. Includes detailed descriptions of various conditions and their effects on workers.

寒冷時に於ける倉吉工場の職業病的疾病統計 (従業員 300 名)
(自昭和 27 年 12 月至昭和 28 年 2 月 3 か月)

	指糸	精紡	粗紡	連篠	梳棉	混打棉	計	%
肩こり・マチ		2	1				3	2.4
神経痛	1	2	2			1	6	4.8
筋肉痛	3	5	5	2			15	12.0
胃痛	5	6	5	1			17	14.0
風邪	6	10	3	2	1	1	23	19.0
脚気		1	1				2	1.6
頭痛	10	7	11	1	2	4	35	28.0
咽喉痛	1		2				3	2.4
扁桃腺炎		2					2	1.6
歯痛	1	1				1	3	2.4
腸カタル	1	1					2	1.6
化膿		1					1	0.8
痔		1			1		2	1.6
腫瘍	2						2	1.6
耳炎	1						1	0.8
関節炎		1					1	0.8
寄生虫		1					1	0.8
疹		1			1		2	1.6
計	31	42	30	6	5	7	121	
%	25	34	24	4.8	4.1	5.7		

後番 十三時四十五分より
六時三十分まで
(休憩) 六時より
八時より
五時より
(休憩) 十三時より
十三時より
③ 防護マスクの使用 必ず作業中は防護
マスクを使用させており、マスクの材
料は呼吸に苦しさをおぼえさせない
ように効果的でも洗滌消毒のきく
ように研究した織物(自家製手拭地)
で作製、支給している。
④ 合衆の助行 工場の入口及び食堂宿
舎の入口で必ず助行するように指導し
ている。
⑤ 洗眼 異物が入ったとか、変調を来し
た場合は、直ちに工場医局で洗眼治療
を受けるよう指導している。
二 異常温度条件による疾病(神経病及
び凍瘡)
1. 原因
異常温度というのは、限られた職場内
の温度が外部の温度と非常に異なると、
季節的な自然現象によるものと、二
つの場合が考えられる。山陰地方は気候
が湿潤湿度が高いので、神経痛は非常に

多く、特に筋肉痛といふのが多い。それ
故に工場の場合には自然の気候に起因す
るものが大部分である。
女子の作業は力のない作業で
はあるが、部分的な筋肉を長時間同じよう
に使う場合が多いので、不調のうちに
特に全体的筋肉の調整を計らないと、相
当健康に自信のある者でも、多少の障
害を常に感ずるものである。特に冬季に
おいてはこの病気が他の病気に比較して
非常に多い。
凍瘡は十六・二十歳くらいの若い女
子に最も多い病気であるが、紡績会社に
勤めている女子従業員は殆んどこの年齢
にあり、手先の細かい作業が多く、同じ
ような動作を何回となく繰返すもので、
神経痛の原因と併せて考えなければなら
ない。
2. 予防
神経痛の予防としては、塵埃予防対策
と同様に、始業・終業時の保健体操を継
続して助行することをすすめており、強
度のものに対しては当地方に恵まれた温
泉療法を行わせ、軽度な者に対しては、
注射・灸などを行わせている。凍瘡は体
質によるものが多いので、秋季健康診断
の際に調査して、冬期水を使用した後、
完全な拭きとりとマッサージを行わせ、
作業場にはワセリンやコールドクリーム
を常備し、これを塗布することを助行さ
せているが、それでも予防できないもの
に対しては工場医の専門的な治療を受け
させている。「しびれ」には前に述べ

ていた工場、唐がらしたは胡椒を洗
面器に入れて湯をそそぎ、三十分くらい
患部をひたし、毎日二三回くりかえし行
わせて効果をあげた経験を持つている。
三 作業姿勢による疾病(足痛・肩痛・
背椎痛)
1. 原因
紡績工場における作業動作と姿勢につ
いては古くから研究されているが、特に
終戦後は作業の合理化と保健の立場から
最も研究された問題で、紡績の各職場に
おける基本姿勢・動作が、日本紡績協会
の手によりて研究され、従来のものに改
善を加え、制定された。紡績は製糸とち
がいに、立業であり、勤務時間の間に何里
というほどの距離を走りまわらなければ
ならないので、相当馴れなければ足痛が
おこる。これがまた神経痛の基因にな
る場合もある。
2. 予防
足痛の予防としてはまず足の鍛錬が必
要で、三か月の養成期間に保健体操のほ
かに特に足鍛錬をさせ、作業の場合も

また労働強度中、精神労働には過大な
表示法がないが、筋肉労働はエネルギー
代謝率で示されている。労働強度は労働
時間が延長されると強度を増し、作業速
度が増すと単位時間内のエネルギー消費
が多くなり、やはり強度を増すので、機
業者に対する給食には加給を要すると共
に、毎日炊事部で理論生計費の調査を行
い、この方面の検討を行っている。
以上当工場に多い疾病の原因と予防に
ついてあげたが、当工場では積極的な衛
生思想の普及と生活指導を行うと共に、
自らの健康のためには自らが最良の主治
医であり主眼者であるという労働者自ら
の自主的管理の喚起に努力している。
(奥和紡・倉吉工場主任衛生管理者)

昭和 27 年度 倉吉工場の各種疾病統計
(従業員平均 300 名に対して調査)

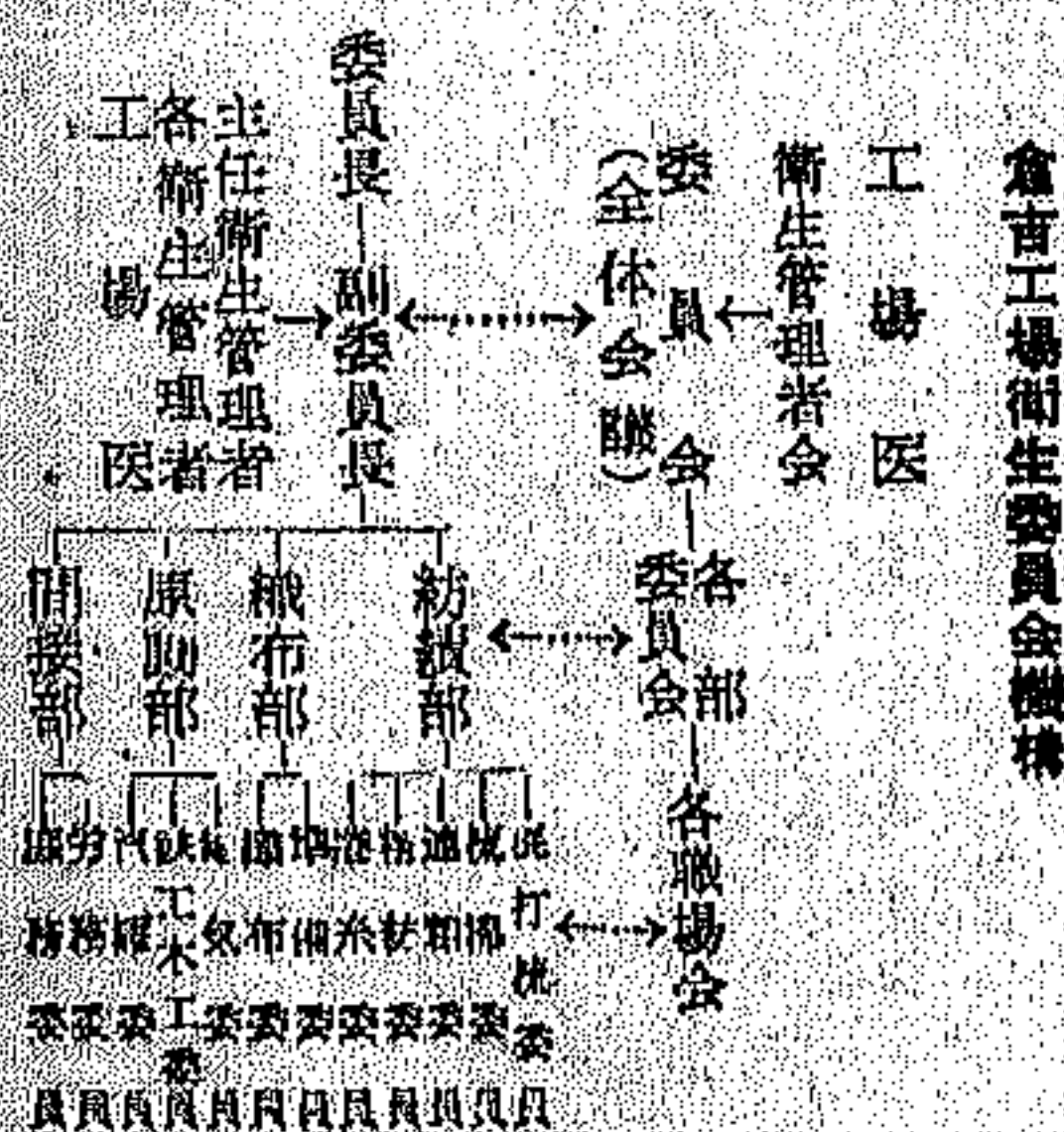
(1) 結核性疾患 13 件	(7) 泌尿性疾患 6 件
肋膜炎 7	膀胱炎 4
肺結核 4	腎臓疾患 2
頸部淋巴腺 1	(8) 婦人科疾患 16 件
その他 1	月経異常 9
(2) 呼吸性疾患 218 件	生理休暇 11
気管支炎 16 (22%)	その他 2
感冒 164	(9) 眼科 38 件
その他 23	結膜炎 21 (4%)
(3) 耳鼻咽喉科 46 件	麦粒腫 2
喉頭炎 12 (5%)	異物 8
アデノイダ 9	その他 7
中耳炎 8	(10) 皮膚科疾患 89 件
その他 11	膿瘍疹 32 (9.7%)
外聴道炎 5	癬疹疹 10
鼻炎 1	皮膚炎 18
(4) 胃腸性疾患 218 件	癬皮疹 7
胃炎 180 (24%)	濕疹 7
腸炎 56	火傷 5
黄疽 4	潰瘍 1
蛔虫症 16	その他 14
食中毒 1	(11) 外科的疾患 69 件
腸重積 1	癰疽 2 (7.5)
その他 10	挫傷 31
(5) 循環性疾患 7 件	関節炎 5
高血圧 1	打撲症 22
その他 6	捻挫 8
(6) 全身疾患 207 件	虫垂炎 1
脚気 38 (28%)	
神経痛 35	
その他 134	計 912 件

各個人に適した作業量を定めることは
むずかしいことである。終戦後経営の合
理化が叫ばれ、各会社工場は機械の改良
や労働者の作業指導に重点をおき、高度
の熟練と体力を要求し、少い人員で最大
の効果をあげるといふ方向に進んできた
ため、この問題は労働管理の面からも綿
密に検討が必要になってきた。紡績工場
では工場経費の六〇%が労務費であるな
ら、経営上作業の合理化は重要であるが、
人財には限りがあるので、紡績会社では
多く、特に筋肉痛といふのが多い。それ
故に工場の場合には自然の気候に起因す
るものが大部分である。
女子の作業は力のない作業で
はあるが、部分的な筋肉を長時間同じよう
に使う場合が多いので、不調のうちに
特に全体的筋肉の調整を計らないと、相
当健康に自信のある者でも、多少の障
害を常に感ずるものである。特に冬季に
おいてはこの病気が他の病気に比較して
非常に多い。
凍瘡は十六・二十歳くらいの若い女
子に最も多い病気であるが、紡績会社に
勤めている女子従業員は殆んどこの年齢
にあり、手先の細かい作業が多く、同じ
ような動作を何回となく繰返すもので、
神経痛の原因と併せて考えなければなら
ない。
2. 予防
神経痛の予防としては、塵埃予防対策
と同様に、始業・終業時の保健体操を継
続して助行することをすすめており、強
度のものに対しては当地方に恵まれた温
泉療法を行わせ、軽度な者に対しては、
注射・灸などを行わせている。凍瘡は体
質によるものが多いので、秋季健康診断
の際に調査して、冬期水を使用した後、
完全な拭きとりとマッサージを行わせ、
作業場にはワセリンやコールドクリーム
を常備し、これを塗布することを助行さ
せているが、それでも予防できないもの
に対しては工場医の専門的な治療を受け
させている。「しびれ」には前に述べ

に負担を加え、余り無理にならないよう
に指導する必要がある。また、余暇時間
の完全な休養と、入浴時に足部のマッサ
ージを行うことも、各自が助行するよう
にすすめている。当工場は操業以来まだ
日が浅く、ほとんど養成期間を終了した
ばかりの者なので特にこの点に留意して
いる。
胃腸および背椎痛については、職場
衛生委員および職員に対し常に指導を怠
らないように要望し、姿勢の悪いものに
対しては、一か月一回 T W I 方式による
指導を実施し、その矯正を行つていく。
作業姿勢による疾病に対して労働管理上
必要なことは、身長に合った適度な職場

配置をしなければならないということであ
る。
四、作業過重による疾病
1. 原因
各個人に適した作業量を定めることは
むずかしいことである。終戦後経営の合
理化が叫ばれ、各会社工場は機械の改良
や労働者の作業指導に重点をおき、高度
の熟練と体力を要求し、少い人員で最大
の効果をあげるといふ方向に進んできた
ため、この問題は労働管理の面からも綿
密に検討が必要になってきた。紡績工場
では工場経費の六〇%が労務費であるな
ら、経営上作業の合理化は重要であるが、
人財には限りがあるので、紡績会社では

多く、特に筋肉痛といふのが多い。それ
故に工場の場合には自然の気候に起因す
るものが大部分である。
女子の作業は力のない作業で
はあるが、部分的な筋肉を長時間同じよう
に使う場合が多いので、不調のうちに
特に全体的筋肉の調整を計らないと、相
当健康に自信のある者でも、多少の障
害を常に感ずるものである。特に冬季に
おいてはこの病気が他の病気に比較して
非常に多い。
凍瘡は十六・二十歳くらいの若い女
子に最も多い病気であるが、紡績会社に
勤めている女子従業員は殆んどこの年齢
にあり、手先の細かい作業が多く、同じ
ような動作を何回となく繰返すもので、
神経痛の原因と併せて考えなければなら
ない。
2. 予防
神経痛の予防としては、塵埃予防対策
と同様に、始業・終業時の保健体操を継
続して助行することをすすめており、強
度のものに対しては当地方に恵まれた温
泉療法を行わせ、軽度な者に対しては、
注射・灸などを行わせている。凍瘡は体
質によるものが多いので、秋季健康診断
の際に調査して、冬期水を使用した後、
完全な拭きとりとマッサージを行わせ、
作業場にはワセリンやコールドクリーム
を常備し、これを塗布することを助行さ
せているが、それでも予防できないもの
に対しては工場医の専門的な治療を受け
させている。「しびれ」には前に述べ



(4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
(5) 配偶者が精神又は身体障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
(6) 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定める者(法第二号第一号第六号)
政令で定められた対象者とは、法令により長期にわたつて拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子。
また、婚姻によらないで母となつた女子であつて現に婚姻をしていない者(法第一条)である。

以上の原因で配偶者のない女子となつた者であつて、民法第八百七十七条の規定により児童を扶養している者を借主と限定している(法第三条)すなわち、民法第八百七十七条の規定とは、当然扶養を負つてゐる直系血族及び兄弟姉妹間における扶養と、家庭裁判所の審判にもとづいて扶養の義務を負う三親等内の親族間における扶養との二つの場合を含むが三親等内の扶養が家庭裁判所の審判によらないで行われている場合は、この法律に該当しないのである。

(三) この法律の貸付の種類

- (1) 生業資金 事業を開始するのに必要な資金(法第三条第一号)であつて、例えば店の改築費、設備費、什器、材料等の購入費等
- (2) 支度資金 就職に際し必要な資金とは、(法第三条第二号) 例えば就職上直接必要とする被服、履物等の費用
- (3) 技能習得資金 事業を開始し、又は就職す

るために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金とは、(法第三条第三号) 例えば理容師、保姆の資格を得て就職するための学校に通うに必要な交通費・授業料・材料費等

(4) 生活資金 技能習得資金を借りてゐる間、生活費を維持するのに必要な資金(法第三条第四号)

(5) 事業資金 事業を継続するのに必要な資金とは、(法第三条第五号) 例えば事業開始後材料が不足しそれを購入することによつて事業が継続される場合の材料費等

(6) 修学資金 その扶養してゐる児童に学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは大学に就学させ、又は医師法第十一条に規定する実地修練を受けさせるのに必要な資金とは、(法第三条第六号) 例えば直接必要な授業料・書籍代・交通費等に要する資金であつて「高等学校若しくは大学」には、定時制高等学校及び短期大学を含むものであるが、盲ろうあ等の特殊教育、各種の養成施設等は含まないものである。

(イ) 高等学校又は大学に就学中の児童が、二十歳に達した後でもその卒業まで貸付は継続して行ふことができる。更にその児童が引き続き上級学校に進学するときはその卒業まで(大学の医学部を卒業するときは、その卒業後更に一年間の実地修練を修了するまで)当該修学資金を継続して貸付けることができる。(法第三条第三項)

(7) 修業資金 その扶養してゐる児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識・技能を当該児童に習得させるのに必要な資金(法第

三条第七号) 例えば、保健婦・保姆の資格を得て就職するため、又は盲ろうあ学校に入学し資格を得て職業とするような場合、その技能を得るために必要な授業料・材料費・交通費・学用品等の費用である。

この(6)と(7)の修学資金と修業資金の貸付により就学し、若しくは実地修練を受け、技能を修得する者は、連帯債務を負担する借主として加わらなければならないことになつてゐる。即ち、母と子が借主となることである。(第三条第二項)

また、児童が就学中母が死亡したときも、修学資金の貸付が停止されることがなく、児童が当該学校を卒業するまで貸付が継続される児童が技能習得中母が死亡したときも、知識技能を習得し終るまで貸付が継続される。但し、修業資金はその者が二十歳に達した後は貸付は行われなないこととなる。(法第三条第四項)

(四) この法律の貸付金額の限度期限(法第四条 貸付方法及び利率(法第五条 据置期間(法第五条第三号)、連約金(法第九条(次ページ参照)

(五) 保証人
貸付金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならぬ(法第六条)この法律の貸付金の貸付を受けた者が、この貸付金の貸付を受けようとする他の者の保証人となること(いわゆる相互保証)も差支えない。

(六) この法律の実施機関
(1) この貸付の実施機関は、都道府県であつて貸付金の貸付の申請があつたときは、児童福祉

貸付の種類	金額の限度	据置期間	償還期限	利率	連約金
生業資金	五万円以内	貸付の日から一年間	据置期間後五年以内	〃	〃
支度資金	一万五千元以内	〃	〃	〃	〃
技能修得資金	日額 千五百円以内	知能、技能を習得する期間中、二年以内	〃	〃	〃
生活資金	本人につき月額千円以内扶養している児童一人につき月額五百円以内	右の交付を受けている期間中	〃	〃	〃
事業継続資金	一回につき三万円以内	〃	〃	〃	〃
修学資金	高等学校月額五〇〇円以内大学又は実地修練月額二千円以内	その扶養する児童の就職又は実地修練の期間中	〃	〃	〃
修業資金	月額 千五百円以内	その扶養する児童に知識技能を習得させる期間中	〃	〃	〃

法第八条に規定する都道府県児童福祉審議会の意見を聞いて、貸付けるかどうかを決定することになつてゐる。(法第七条) この場合の申請は、全国八百二十五か所の福祉事務所において受付け調査を行い都道府県知事に提出しなければならぬ。福祉事務所のない町村に居住する者は、その町村長に貸付申請書を提出すればよいのである。(令第二条)

また、都道府県は、貸付金の貸付を受けた者に対し、左の各号に該当する場合には一時償還を請求することができるのである。(法第八条)

(イ) 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

(ロ) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。

(ハ) 償還金の支払を怠つたとき。

更に、この(1)(2)に該当する場合、貸付の目的を

達成する見込みがないと認められる場合は、都道府県は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞いて、貸付金の貸付をやめる。(法第十条)

(2) 都道府県は、この法律による貸付を行うため、特別会計を設け(法第十二条)その財源として、国は、都道府県が特別会計に繰り入れる金額と同額の金額を無利子で都道府県に貸付け(法第十三条。昭和二十八年度には、十五億円が一般に貸出されることに予定されてゐる。

(七) 母子相談員

この貸付のほか、この法律によつて新たに都道府県に母子相談員を置き(法第十五条、母子家庭の者の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行い、これらの者の福祉増進に努めることになつた。(法第十五条第二項) 母子相談員は社会的信望があり、この職務に必要な熱意を持つてゐる者の中から都道府県知

事が任命する(法第十五条第三項)が、健康で年齢三十歳以上の婦人であることを原則とし全国福祉事務所現在一名ずつ置かれた。昭和二十八年度は八百二十五名である。 昭和二十八年四月二十日厚生省告示第一四四号

母子相談員の身分は、都道府県の地方公務員法による非常勤職員(法第十五条第四項)で、その費用は都道府県が支弁し、国はその二分の一を負担する。

(八) 売店等の設置の許可

この法律の中に、母子家庭に対し職場開拓を積極的に行ふとするため、国又は地方公共団体の設置した事務所、その他の公共的施設の管理者は、各該の庁舎、都道府県の庁舎、国や都道府県の公共的施設や、その他あらゆる公共団体の建築物・公園・動物園・遊園地等に、新聞・雑誌・たばこ・事務用品・食料品その他の物品を販売する店や理容所・美容所の施設を設置するように努めることを義務づけてゐる(法第十六条)。この設置を許可された者は、病氣その他正当な理由がある場合の外は、他人に譲ることとはできない。(法第十六条第二項)。

(九) 専売品販売の許可

日本専売公社は、母子家庭の者が、小売人の指定を申請したときは、優先的に取扱うように義務づけてゐるのである。

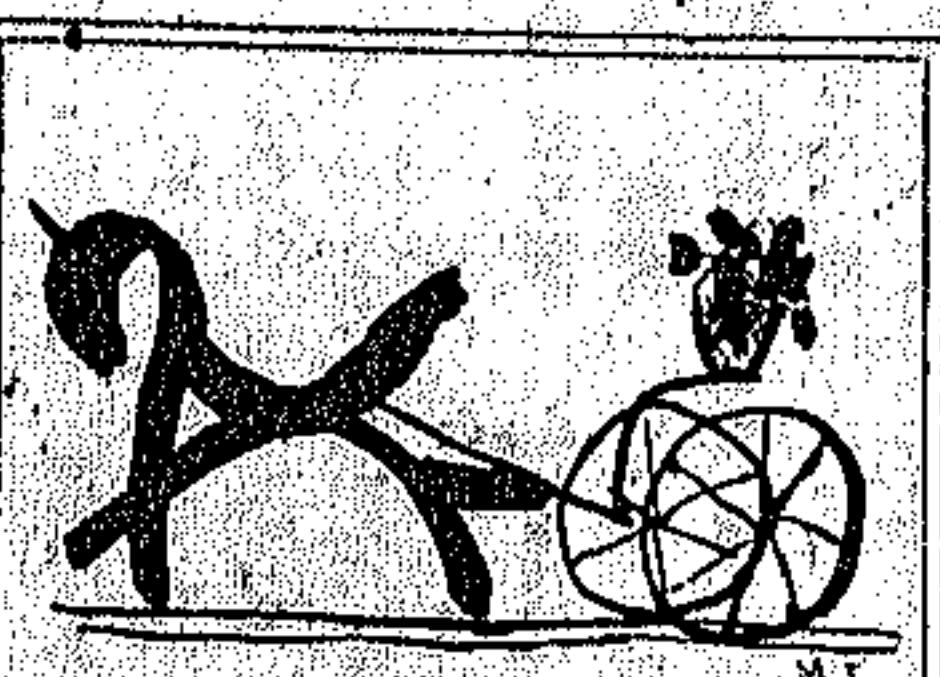
この法律の実施は、終戦後多く生じた母子家庭者の精神的痛苦と生活の荒廃を救う大きな曙光であつて、国が子育ての母に対し積極的な手を差し伸べた社会保障の一大前進である。

(厚生省児童局企画課)

労働者の年少労働者、台東地区の新
聞配達に従事する年少者たちの調査を依
頼されたのはまだ一週間前だが、三
月末の頃であった。私はその日から調査
を始める事にして、まず「東京都分地
図」を買ひ、上野駅に近い神町という
所から順に北へ探して行く事にした。

どの家も仕事をもっているという事
が、あけつ放しの戸口からも、露路にま
ではみ出した荷物と、そこを危うげもな
くいききする、人の動きにも感じられる。
ぎつしりつまつた家は高きも構えも
低き同じであるが、ビニール屋あり、パ
チンコ製造屋あり、チヨウチン屋、ロー
ソク屋、機械の部品製造業、「何々材料
店、一切金切取揃えて御座います」とい
うのや、戸を半開きにしたり、顔を真
赤に映し出す火花の前で鉄を溶接してい
る男など。

そしてそれぞれ特有の騒音が地面を流
れている。それは決して工場のように、
立体的に騒音がこもり、頭をいためつけ
るのとはちがう。こころ一帯は、騒音が
はうように流れていて、町全体が動いて
いるのであつた。下請やら内職やらが大
つぱらで、オーケストラをしている。そ
して皆がオーケストラの一員である事を
心得ている。私の訪問した家で、主人の
収入だけでまかなわれているのは殆んど
なく、大部分の家族はそれぞれ大なり少
なり仕事をもっている。それは山の手
廻りのいわゆる内職よりも収入も多いよう
であつたが、複雑な手順を覚えないければ



新聞配達の子

子らをたずねて

牧野弘子

何の不思議もまたないのは、当然だと
いへばいい。しかし私は、少年達とあ
らうまではその事すら理解出来なかつた。
私は最初のA少年に会つて、そのハキハ
キした答え方や明るい調子に驚くと共に
ほつとした。

その後のどの少年も健康な精神を持
つ者のみ持つ事のできる真直にみづめる瞳
をもつていたのになら、母親や父親の
中には、働かせている事に世間へのひけ
目を感じているものもあつた。親がひく
のには、何の不思議もまたないのは、当然だと
いへばいい。しかし私は、少年達とあ
らうまではその事すら理解出来なかつた。
私は最初のA少年に会つて、そのハキハ
キした答え方や明るい調子に驚くと共に
ほつとした。

の子が千五百円。手酷くても何でもない
もう少し景気がよくなるまでは我慢して
もらわなければならぬ。とほやく父親。か
と思つた「新聞配達とはとても身体にいい
です。この子の兄も長い間病気で困
をやらせました。すつかりよくなりました。
今じゃ、私なんかより大きくなりました。
この子もあまり丈夫の方じゃないの
で、困つてゐるんです。家かせるようにし
て、困窮をうつせせせせす。身体は
あつたが、複雑な手順を覚えないければ

のには、何の不思議もまたないのは、当然だと
いへばいい。しかし私は、少年達とあ
らうまではその事すら理解出来なかつた。
私は最初のA少年に会つて、そのハキハ
キした答え方や明るい調子に驚くと共に
ほつとした。

大抵の家は、二回か三回の二階建て
屋が多かつたが、中には、終戦後乱立し
た、あのトタン張りの家もない赤やけ
たバラックの中で勤めから帰つた父と、
そこをはいまわる幼い妹と三人で、十
時にならなければ帰らない母を待つてい
る少年。又、大きな荷を入ると、二階が
びよの山で、そのふちをシャットと清水
が流れている。そのまの山を前にして
バラックの小屋を、二つか三つに背中
あわせにうすい板でできただけの小屋
にいて少年。こゝで下をいす所をわか
る。いつとなく腹にさす口にも同じよ
うな細立小屋から出てきた女や子供がた
ちで、物珍しげに目を眺めた。
それらの少年と親戚を感してあつた

のには、何の不思議もまたないのは、当然だと
いへばいい。しかし私は、少年達とあ
らうまではその事すら理解出来なかつた。
私は最初のA少年に会つて、そのハキハ
キした答え方や明るい調子に驚くと共に
ほつとした。

が、公衆に何の迷惑もない。後で調査で
使用されればならぬ。今後は、
の調査にも関係する色々の職業を扱ふとし
てみたが何をやるつもりで思ひつけない事
遂にこんな所に住むようになったことな
ど話したが、女達は、またその話かとい
つた表情であり、子供達だけがうなずい
て、私の顔と見くらべながら聞いていた。
その父親は、子供だけは、工場になん
ぞ絶対にやらない。戦争になつてもとら
れない確実な職業を身につけさせるのだ
と怒鳴るような調子で話したが、少年も
真顔な調子で、学校を出たら、どんな職
業がいいだろうときいた。私はその間の
前にたじろいだ。

又五人家族のうち、父と姉の一人が長
い病気でねているという家の少年は、女
工の姉と母の内職と三人組で家計を立て
ているのであるが、「中山じゃあ(前の販
売店の名) 振張だ、やれ本だつて、あ
れは週刊読売だつてね和夫、くた／＼に
なつて帰つてきた所へ、ポスターがかえ
て中山さんがとられるんですからねえ。
これから又これくはつてくれなんていう
んでしよう。可哀そうに、酒くせも悪く
て何時だつたか、何のために叱られた
かわからない」なんて言つて帰つてくる
時もあるたし、「という母親の言葉をうづ
むいてきいている彼に、「月給はどうで
すか」ときくと「安いとは思われないけど、
もつとほしいです」という。

そして前の販売店を友人を代りにして
やつとの思いで来たのか、販売店の入

の人間に、何の不思議もまたないのは、当然だと
いへばいい。しかし私は、少年達とあ
らうまではその事すら理解出来なかつた。
私は最初のA少年に会つて、そのハキハ
キした答え方や明るい調子に驚くと共に
ほつとした。

のには、何の不思議もまたないのは、当然だと
いへばいい。しかし私は、少年達とあ
らうまではその事すら理解出来なかつた。
私は最初のA少年に会つて、そのハキハ
キした答え方や明るい調子に驚くと共に
ほつとした。

のには、何の不思議もまたないのは、当然だと
いへばいい。しかし私は、少年達とあ
らうまではその事すら理解出来なかつた。
私は最初のA少年に会つて、そのハキハ
キした答え方や明るい調子に驚くと共に
ほつとした。

日本興銀の婦人指導者と語る

見習さんがなくなつて、今こゝで問題をかもしているのは、お茶汲み当番制である。当番は部屋の掃除や雑用もしなければならぬ。それにこれこそ、ありがたくない婦人専用である。これは女子の

以前は二十五歳から個人差がつくことになつていたので、二十三歳にひき下げられ二十六年四月から実施されたのだ。が、そのとき、二十四―五歳の者は「少くとも半数以上男子と同程度とし、最低のものは極めてまれな場合とする」という覚え方（いわゆる紳士協定）をとり交したにもかかわらず、婦人部が調査した結果は、大部分が男子以下であつた。同年月、同学歴で入行した者が、二十三歳後は男女によつて差がつけられていたのである。そしてこの査定たるや、上役の思いつきに過ぎず、科学的な根拠がある

日本興銀職員組合の婦人部は青年婦人対策部の下にあり、部長は六か月交替である。親組合の常任委員には現在三人の女子委員が出てゐるが、これは立候補制で男女共通に選挙される。職場代表による女子委員会があり女子委員の互選で実行委員が選ばれる。婦人部は各問題ごとに専門委員を置いて、その実行推進にあつてゐる。婦人部の活動によつて最近女子職員に組合に対する認識が高められつつあり、婦人部の独立ということが目下の課題となつてゐる。(訪問者 熱田)

明るい密宿會生活のための運動から

昨年七月から八月にかけて第二回開る
い密宿舍生活のための運動が展開されま
した。その目的は、一、密宿舍における
生活内容の検討、二、私生活の確立につ
いての自覚の徹底、三、自治組織の強化
でしたが、このために地方婦人少年達が
実施した自治代表者研究会、使用者研
究会議では、各々密宿舍生活内容の検討
を行い、明るい密宿舍生活はどうしたら
実現するかについて討論が行われまし
た。この研究討論において自治代表者会
議・使用者会議を通じて強い関心がよせ
られたのは、自治組織の強化の問題でし
た。生活内容が検討されたときも其間活
動の問題に非常な関心がよせられていま
す。

に対する懲罰側、退社と退寮の關係、及び
 教養娯樂における加配の協力は利潤の何
 パーセントにするか等の具體的な質問が
 あつたのは、この会議が單なる觀念論に
 おわらず、具體的に個々の事業場の問題
 点を度映したあらわれといえましよう。
 使用者としては、寄宿舎の自治は、父
 兄からの委託もあり、未婚の子女に対す
 る責任上、保護の必要を感じており、基
 本法における「管理」は單なる建物の管
 理ではなく、教育指導が必要であるとの
 見方が大多數です。中には自治会に金遣
 出している以上、当然使用者の干渉はあ
 るべきだと断言しているところもあり、
 労働条件の一つとして、又職場施設とし
 てあるのではなく、愚思的に与えられてい

又一方自治会自体として、実際の民主

的運當において、意識や技術上の未熟さから來ると思はれる足りなさがあつて、この勞使相方の内臓している問題が、いゝまつて、自治の非民主化をかもし、寄宿舎のいきかたをゆがめてゐる點が少くないといえます。

一例をあげると、職長が自治委員長のかね自治会の問題で職場を離れてしばらく療にかゝつて仕事をする場合、職場で気がねがあり、むしる憂母がいた方が便

さて一般についてはこの余論において
両者の問題のとりあげ方がいはいは、自治代表者に対して使用者は、そのおかれた立場から、建物の管理からもつとすんで教育訓練、指導したいという考えをもち、またそれを裏づけるため、組織運営における寮母の必要性を重視していることで、一方自治代表者の方では自らの手による組織強化を期待しており、ここにひとつの問題をひそめています。

又大企業では一応自治組織はかたちづくられていますが、中小企業、ことに病院寄宿舎における自治生活は殆ど共同炊事の練を出ていないことも明確にされました。

結論的に両者の立場意識には相違がありますが、自治活動についての双方の協力的態度が強調されてきたことがうかがえます。

右脚の病の結果、右半身に痺れ、
供（被害者）なくれば、厭なら五万円（入
院治療費を除く）を年払で示談にして
くれ」と話し、又警務局や監督局に知
合ひが居るから、いくと何をも云つても
駄目だとも云つて、被害者の寮厨の経
済的窮迫につけこみ、その父親をして
示談書に捺印させ、第一回分一万五千
円を手渡しした。三月二十二日再び工場
主は第二回分一万八千円で全部を示談
にしてくれと云いながら、前の示談書
を破り、新に三万五千円の示談書を書
いて捺印させた。

被害者の父親は、高等教育を受けた
身でありながら、振々職を辭え、不如
意の家庭事情のため、遂に年のゆかな
い子供を不就学のまま、工場に働かせる
ようになった。片腕となつたひげめが
ら、外に遊びにも出ない我が子を見な
がら、護手もつてやりたいが……と
思ひ余つて、父親は或る日、千歳婦人
少年室に相成に來たのであつた。

当室では直ちに詳細調査と災害補償

（左）十万円の被害の手取などについて

○知的交流日本委員会とは

究所に設けられた知的交流アメリカ委員
会に呼応して一九五二年に発足し、日本
とアメリカその他の國々の一流知識人、
文化人の交流をはかつて諸國民の間の親
しさを増し、連絡を強めようとする会で
す。費用は右東亜研究所に寄附された特
別基金でまかなわれてゐます。

いつものように古綿を機械に入れていたが、少し余計に入れたので、機械がガチャム音音として変になつたから直した。又二回目に変な音がしたので、直そうとしたが、急いでいたので、右手をギヤの台についたトタンに挟まれていた。

「わつしとささけひ声をかけたとき、その時もう、私の右手は何処へいつたの
か見えませんでした」と右腕喪失の悲
運に遭遇した一少年労者は訴えてい
る。

景の或る松林に鳥につづく錦村（千樂那鳴浜村白幡）の小さな縄工場に起つた出来かた、麗蘇きげんの少年少女もち、かるたや映画に興じる少年少女も散ずる作業場で、欠勤した大人の代りとして小象のような碎繻機を入社三日目に運転させられ忽ち右腕を上膊から切斷されたのである。こうして一瞬の事故は少年の永い将来に大きな不幸をもたらしてしまつた。

この少年は小学校に籍を置きながら、學校が嫌なまゝに、祖母の実家で「ブラ／＼遊んでゐたところえ機械には觸れさせない、使走り程度で」とその祖父が工場主に再三頼まれ、子供の承諾を得ずに語をきめて働きにゆかせたのである。

この工場主は、翌日から満十五歳未滿の心身の發育の不充分的児童を棉打作業に使用し（法第五十六条）、製綿作業の著しく粉塵の飛散する作業に就かせ（法第六十二条）、年齢証明書も備附

けす（法第五十七條）、また確立上、
警拆業の設置に當り、開田となるな
つた（法第五十四條）など、使用者
してなすべき多くのことを款つで
た。

供（被害者）なくれ、願ねらふ五万四圓（在廣川府の結果、工務道に曳致し
臨治療養を除く）を年私で示談にし
くれ」と話し、又警務署や監獄局に
合ひが居るから、いくとも何ぞ云つて
駄目だとも云つて、被害者の家屬の
濟的窮迫につけこみ、その父親をし
示談書に捺印させ、第一圓分一万五
圓を手渡した。三月二十二日再び主
は第二圓分一万八千円で全部を示
談にしてくれと云いながら、前の示談
を破り、新に三万五千圓の示談書を
いて捺印させた。

被雷者の父親は、高等教育を受け
出でたが、振々職を辭え、不
意の家庭事情のため、遂に年のゆか
い子供を不就學のまま、工場に働か
せようになつた。片腕となつたひけめ
ら、外に遊びにも出ない我が子を思
ひが、競争もついてもやらないが
思ひ余つて、父親は或る日、千鶴嬢
少年達に相談に來たのであつた。

当座では直ちに詳細調査と災害制
（凡そ十万円前後）の手配などについ
当該監督増と連絡し、被害年少者の
親にこの旨を伝え、一縷の光明を与
ることが出来た。

この事件は四月二十八日に送検
れ、目下審理中であり、災害補償は
少者の貸金額について明確な定か
されていなかったので、現在、平均
金決定の申請が基準局に出されて
る。

（千葉婦人少年寮長 内山ツ香）

婦人と年少者

て、彼らの家庭は、概して、貧乏である。新聞配達年少者の家庭の平均家族数は、五・四名、平均労働家族数は、一・七名となつてゐる。又父がいない者は全体の約二〇%を占め、又一四・一%の者は家族に病人をかかえてゐる。家庭の生計の中心者の職業は、金社員二五・八%、小売業二二・〇%、公務員一〇・四%、工員六・六%を除いては、自由労働者三三・八%、内職一〇・八%、行商三・三%、日雇二・九%等比較的収入の不安定な職業が多く、又失業も一・七%ありました。又調査員が面接の為にたずねた彼らの家族は大部分が貧困な状態を示してゐた。そこで年少者が就労したのには、これらの家庭の経済的困窮が原因であることが明らかです。この事は前記の新聞配達の年少者自身が答へてゐる就職動機である「家庭の貧困」、「学費がないため」等を裏書するものとも思われます。

おとこ

新聞配達をしてゐる年少者について、以上のことを簡単にまとめますと次のようになつてゐると思ひます。

(一) 新聞配達をしてゐる年少者は、大多数が十三・十五歳の中学校在学者で、殆どが使用許可証明書をなして働いてゐる。そして多くの者が、朝刊は午前四時三十分、五時三十分、夕刊は午後四時、四時三十分頃から配達を始めて、一時間三十分、二時間位労働してゐる。併し

約二五%の朝刊と夕刊の両方を配る者の中、相当数の者は一日四時間以上の労働をしてゐる。平均賃金は、一〇〇〇円、二〇〇〇円の者が多く、朝夕刊両方を配る場合はこれより幾分高くなつてゐる。このような状態で働くことに對して、彼等を解雇する者は半数近くおりにす。

(二) 新聞配達をするために学校を長期欠席してゐる者はありませんが、卒業と新聞配達を両立させるために、直接には学校を退学し、早退し、間接には勉学出来な、彼等する等と解雇してゐる者が相当数おりにす。

(三) 大多数の新聞配達年少者の家庭状況は概して悪く、家庭の経済的困窮が彼等を新聞配達として働かせる原因であると思ひます。

(四) そこで新聞配達は修学時間外の労働ですが、労働時刻、労働時間、労働日数等の労働条件と、就学との関連が、極めて、教育期の年少者に望ましい仕事とは思われません。又、学業の面から考へても、直接には就学時間が減じ、間接には勉強する時間がなく、疲勞を訴へ、労働をしない一般学生と比べると、かゝる困難な条件下で勉学してゐる。

しかし家庭の経済事情が社会的に受けない限り、彼らが新聞配達で働くことが好ましくもないに拘らず、彼らの就職に對して、何らかの制限を加へることは困難なと思ひます。

女子の就業者と完全失業者数 (1952年12月)

職業別	女子		男子計		男女計に占める女子割合	前年同月比
	千人	千人	千人	千人	%	千人
総数	15,820	88,900	104,720	41	+	1,710
自営業者	2,410	10,380	12,790	28	+	890
家族従業者	9,050	18,350	27,400	68	+	950
雇用者	4,860	15,220	20,080	29	100%	880
農林業	160	620	780	26	4.1	20
漁業及び水産養殖業	20	250	270	8	1.6	10
鉱業	80	570	650	14	8.7	0
建設業	140	1,280	1,420	11	8.1	0
製造業	1,640	5,110	6,750	82	88.6	100
卸売、小売、金融、保険、運輸、通信、公益事業その他のサービス業務	810	2,280	3,090	36	15.0	10
その他	240	1,850	2,090	18	12.8	10
完全失業者	1,080	2,200	3,280	49	14.5	240
完全失業者	200	1,100	1,300	18	7.2	10
完全失業者	220	470	690	47	+	40

【註】 統計表の数字はすべて調査結果の集計に推計率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから、表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。 一総理府統計局 労働力調査

一人一か月平均現金給与総額 (1952年11月)

職業別	女子	男子	男子に占める女子割合
総数	7,815	18,442	43%
製造業	8,507	19,098	45%
卸売及び小売業	6,749	17,666	38%
金融及び保険業	9,884	20,444	48%
運輸通信及びその他の公益事業	10,606	23,508	46%
建設業	11,064	18,448	60%
農林業	5,868	10,771	60%

一労働省労働統計調査部編

婦人と年少者

第6表 新聞配達年少者の賃金構成

人員数	人員数	賃金				
		計	固定給	歩合給	混合	不明
総数	240	128	73	8	31	
朝刊	141	49	68	8	21	
夕刊	69	64			5	
朝夕刊	30	15	10		5	
比率%	総数	100.0	58.4	30.4	3.3	12.9
朝刊	100.0	34.8	44.6	5.7	14.9	
夕刊	100.0	92.8			7.2	
朝夕刊	100.0	50.0	93.3		16.7	

第7表 新聞配達年少者の賃金階級別表

人員数	人員数	賃金階級										
		計	1000円未満	1000円以上1500円未満	1500円以上2000円未満	2000円以上2500円未満	2500円以上3000円未満	3000円以上3500円未満	3500円以上4000円未満	4000円以上5000円未満	5000円以上	不明
総数	240	28	58	68	29	27	12	7	8	4	14	
朝刊	81	5	21	37	9	5		1			8	
夕刊	98	18	31	20	8	5		1			10	
朝夕刊	66		6	6	12	17	12	5	8	4	1	
比率%	総数	100.0	9.6	24.4	26.3	12.1	11.2	6.0	2.9	1.2	1.7	6.8
朝刊	100.0	6.2	26.9	46.7	11.1	6.2		1.2			8.7	
夕刊	100.0	19.4	33.2	21.5	8.6	5.4		1.2			10.7	
朝夕刊	100.0		9.1	9.1	18.2	25.7	18.2	7.6	4.5	6.1	1.5	

以上のような状態で働いてゐる新聞配達年少労働者は仕事についてどう考へてゐるのでしょうか、「仕事は疲れますか」という問いに對して、「疲れない」と答へた者は五一・一%で、「大変疲れる」「四、六%、」「疲れるが四三・一%で、約半数の者は疲れを訴へてゐる。」「仕事は楽

しいですか」と云ふ問に「楽しい」と答へた者は六五・六%もいて「楽しい」と答へた者は八・三%、「別に何とも感ぜない」と答へた者は一四・九%であつた。この二問を通じて、ビル街は約七〇%の者が疲れを訴へ、楽しいと感じる者は約二〇%に過ぎなく、地域差がはつきり現れてゐる。

仕事の上での困る事、いやな事は、雨等の天候によるものが四四・八%、大が吹える、集金、購者取手をやらされるなどが各九・四%を占めてゐる。

○卒業との関連について

新聞配達時刻は修学時間の前後になつてゐるが、実際に卒業に直接、或は間接の支障をきたすことがあるか、どうかについてみましよう。

二四一名中学校在学者は五・四%、中学校在八五・五%、高等学校在八・七%で大部分が中学校に在学してゐる。そしてこの中には一人の長期欠席者もなかつた。次に朝刊を配達してから学校が始まるまでの時間をみますと、余裕がないと答へた者は三・四%、三十分未満の者は二六・二%で、食事は仕事終了後にする者が大多数なので、食事、或は始業に幾分支障があるのではないかと思われますが、それ以外の者は二時間から三時間以上の時間の余裕があつて、卒業には直接支障はないと思ひます。学校が終つてから夕刊を配達する迄の時間は、

余裕のない者約三〇%、三十分未満の時問しかない者約三〇%で、約六〇%の者が卒業から帰るに間に合ふと答へた。又、出かける必要はないと答へた。又、その為には学校を早退したりする事もあると答へてゐる。地域別にみますと、ビル街では前記のように配達時間が朝遅く午後早いので、朝刊を配つてから学校に行くまでの時間の余裕のない者が約一五%、学校から帰つて配達に行く迄の時間の余裕のない者が約六六%と、多数の者が卒業に直接支障をきたしてゐる。このことは仕事をしながら学校の勉学の以上で困ることがありますと云ふ問に對して、三二・六%の者が困ることが有ると答へ、特にビル街では半数以上に達してゐる点からも明らかです。困る理由としては、約一四%が学校の遅刻、早退を、約四四%の者は勉学の出来ないう事を、又約二六%の者は疲勞を訴へてゐる。ビル街は特に遅刻、早退の者が多く、約三三%がこの事を訴へてゐる。勉学が出来ないと云ふことは、各地域とも同様に、多くの者が訴へてゐる。これは、間接には多くの者が訴へてゐる勉学が出来ないこと、疲勞が激しい事等、年少者の心身の發育に好ましくない結果を導いてゐることが考えられます。

○家庭状況について

二四一名の年少者が新聞配達をして働かなければならなかつた生活の苦境とし

婦人雇用の現状

(1) 女子雇業者数の動き

我が国の女子労働者は日本の資本主義興隆期の頃から産業に重要な役割を果して来ている。即ち一九世紀末から二〇世紀始めにかけて、軽工業、特に紡織業が興隆するにつれて、女子労働者の需要はますます盛となり、工業生産に従事する女子の数は男子の数をしのいでいた。その後一九三〇年近くまで工業に従事する男女労働者の比率はこの様な状態が続きますが、産業の中で重工業の

表1 年別工業従業者数

年別	男子	女子	総数に対する女の割合
1909年(明治42年)	339,078	508,082	59.7%
1920 (大正9年)	802,685	846,042	51.8%
1930 (昭和5年)	974,112	911,406	48.8%
1935 (" 10年)	1,518,357	1,118,009	42.8%
1940 (" 15年)	8,078,103	1,480,286	31.8%
1945 (" 20年)	1,520,063	714,604	32.0%
1948 (" 23年)	2,527,918	1,104,898	30.4%

(商工省調工業統計表)

比重が重なるにつれて工業に従事する男子労働者数は女子労働者数を圧倒してきます。その後重工業従業者数に占める

る女子の割合は絶対数の増加にもかかわらず次第に低くなり、商工省調、工業統計表によれば表1の通り一九四八年には三〇・四と下つています。一九五二年一月現在では労働力調査によれば製造業雇用者中女子の占める割合は三二・八%となつています。

次に一九五二年一月現在、我が国の全産業女子雇用者の数は三九二万人で、雇用者総数(一、三九六万人)の二八%を占めています。そのうち経営、事務、技術者は一四四万人、常用労働者、見習、徒弟が二七万人、日雇労働者が二九万人となつています。

又女子雇用者の産業別分布状態は表2

表2 産業別男女別雇用者数 (1952年10月)

産業別	男	女	産業別総数中女子の割合%
全産業	1,005	891	28.0
農林業	29	18	88.8
漁業及び水産養殖	18	1	5.3
鉱業	42	5	10.9
建設業	85	11	11.3
製造業	822	157	32.8
卸売小売業並びに金融保険不動産業	141	67	32.2
運輸通信及びその他の公益事業	161	21	11.5
サービス業	114	90	44.3
公務	92	21	18.4

(総務省統計局労働力調査)

次に一九四七年以降の女子雇用者数の推移を見ると表3の通りで、一九四九年を除き毎年増加しています。一九四九年に雇用者数が減少しているのは同年から一九五〇年上半期にかけて、経済危機に基づく労働力削減に基づく労働力削減

表3 年別男女別雇用者数

年月別	男子	女子	年別雇用者総数中女子の割合%
1947年10月(昭和22年)	9,160	3,820	26.6
1948 10 (昭和23年)	9,700	3,490	26.4
1949 10 (昭和24年)	9,520	3,140	24.8
1950 10 (昭和25年)	9,620	3,420	26.2
1951 10 (昭和26年)	10,120	3,890	28.2
1952 10 (昭和27年)	10,060	3,910	28.0

表4 男女別月別雇用指数 (1952年)

性別	1951年平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
男子	100	99.7	99.8	99.6	100.6	100.6	100.8	100.8	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0
女子	100	99.5	98.8	98.8	100.6	99.8	97.7	96.7	97.0	97.2	97.2	96.7	96.6

然しこのように、一九五一年から一九五二年にかけて臨時及び日雇をも含めた労働者総数は増加しています。が、これを常用女子労働者数(正規三〇人以上の事業所)のみについて見ると一九五二年は新規卒業者の入職月である四月を除き各月共前年平均を下まわっています。即ち労働力毎月労働力統計調査によつて一九五一年間平均を一〇〇とする女子雇用指

表5 雇用者の平均年齢、勤続年数、扶養家族数 (1946年11月)

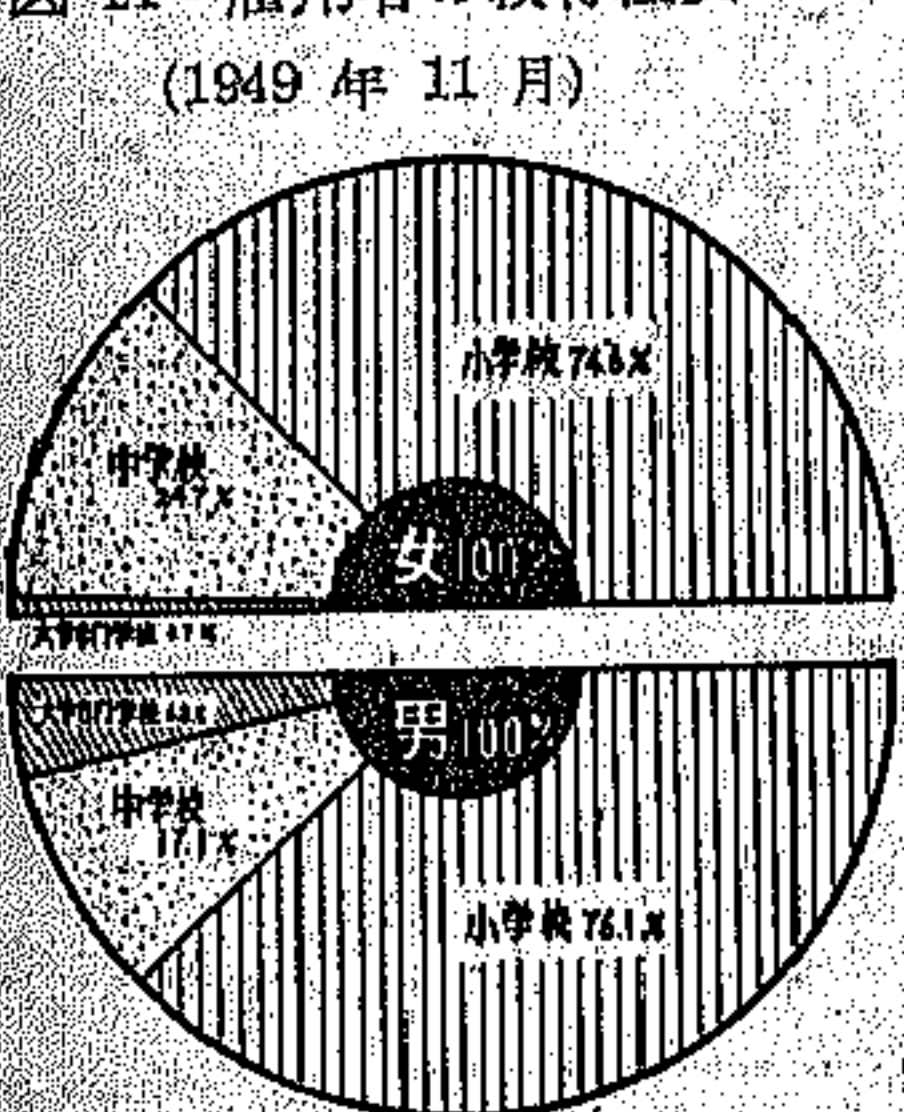
男女別	平均年齢	平均勤続年数	平均扶養家族数
男	32.5歳	6.6年	2.13人
女	28.8歳	8.2年	0.20人

(労働省調 個人別賃金調査)

に比べてかなりひらきがあります。勤続年数も男子と女子ではかなり差があり、女子は三・二年、男子は六・六年

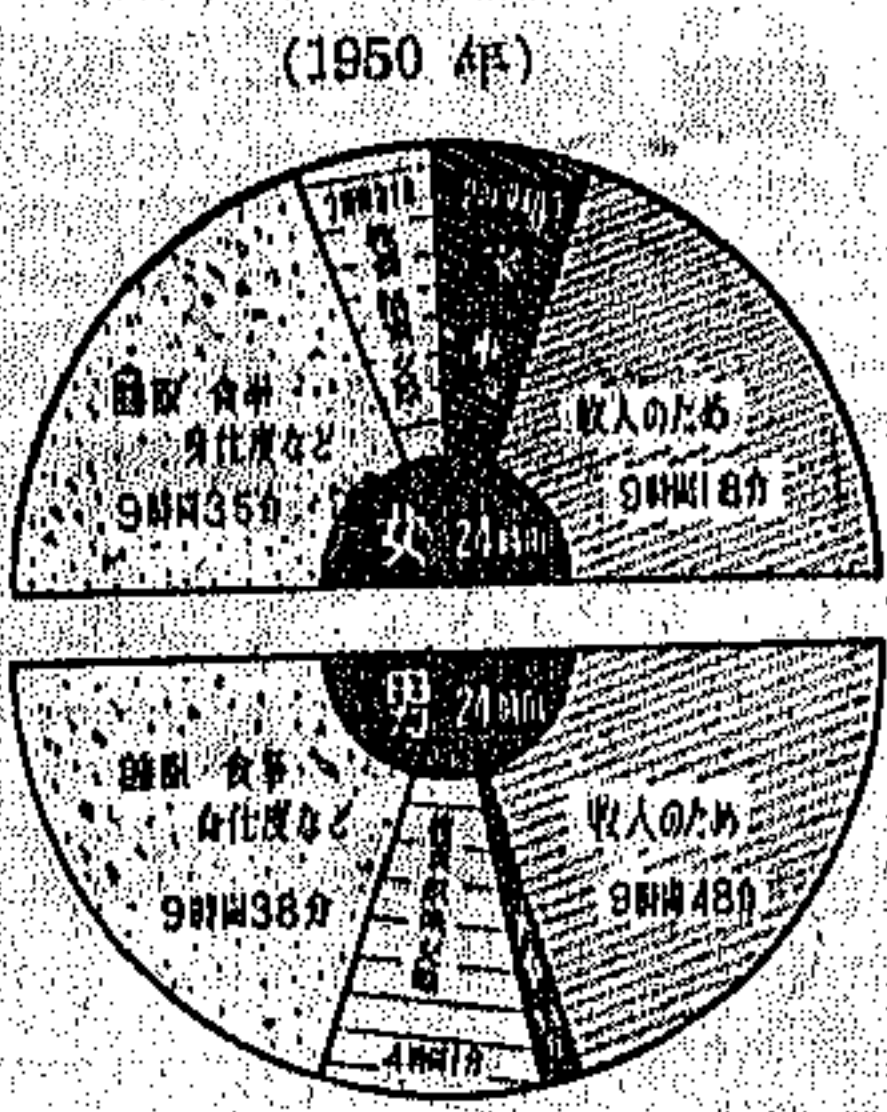
平均年齢は一九四九年十一月の労働省個人別賃金調査によれば、女子雇用者の七六%が二五歳未満となつています。これは男子の平均年齢三三・五歳

図A 雇用者の教育程度 (1949年11月)



(注) 労働省個人別賃金調査による

図B 雇用者の生活時間数 (1950年)



労働省 婦人少年局調

労働省統計局調査部調

以上のような女子雇用者の特性は、女子雇用者の賃金の低さの大きな原因になつており、又、女子が熟練労働者として或は監督者、管理者として立つことを阻む主要な要素となつています。然し最近婦人労働者も経済的な必要性から、婦人自身の職業意識の昂まりによつて勤続が

次は女子雇用者の教育程度について見ると、図Aの通り、小学校卒業者は七四・六%で男子とほぼ同じ割合を示していますが、大学専門学校卒業者の割合は、男子が六・八%に対し、女子は僅か〇・七%で、高等教育を受けた婦人労働者が如何

統計調査部調、個人別賃金調査による。又、女子は男子に比べて家事負担の時間が多く、一九五〇年労働省婦人少年局調の「婦人労働者並に労働者家庭婦人の工場外生活時間調査」によれば、Bの通り女子雇用者は一日のうち平均二時間四〇分を家事のために使っています。これは男子(三三%)の約五倍に達します。そのため従来婦人は結婚と同時に職を退くことが多く、婦人少年局の一

労働省職業安定局の調べによつて一般女子の求人・求職・就職の関係をみると一九五二年中に全国の公共職業安定所で取扱った女子の新規求職申込件数の総計は約一四九万件、新規求職人数は約九万九千件、就職件数は約五万五千件となつています。これを一か月平均にすると新規求職申込件数一三万四千件、新規求職人数七千四百件、就職件数四万六千件となり、新規求職申込二・七件に対し就職一件の割合となつています。

(2) 婦人の就職状況

然し一般に婦人は事務員や店員などのような特殊技能を必要としない、きれいでとつき易い職業に就く傾向がありますので、職業や企業によつては、求職者が求人の数十倍に達することがしばしばあります。又一方、職業によつては希望者が少なくて求人の方が多かつたり、雇われ側と雇われる側の希望条件が合わないために求人が満たされないものもあり、例えは、住込を要求される個人病院の看護婦、家庭女中、サービス店員、労働の激しいバス車掌、労働条件の不安定な小工場の工員、固定給の殆どない外資系などは求人が比較的多くても求職者の希望条件の合わない場合が多い

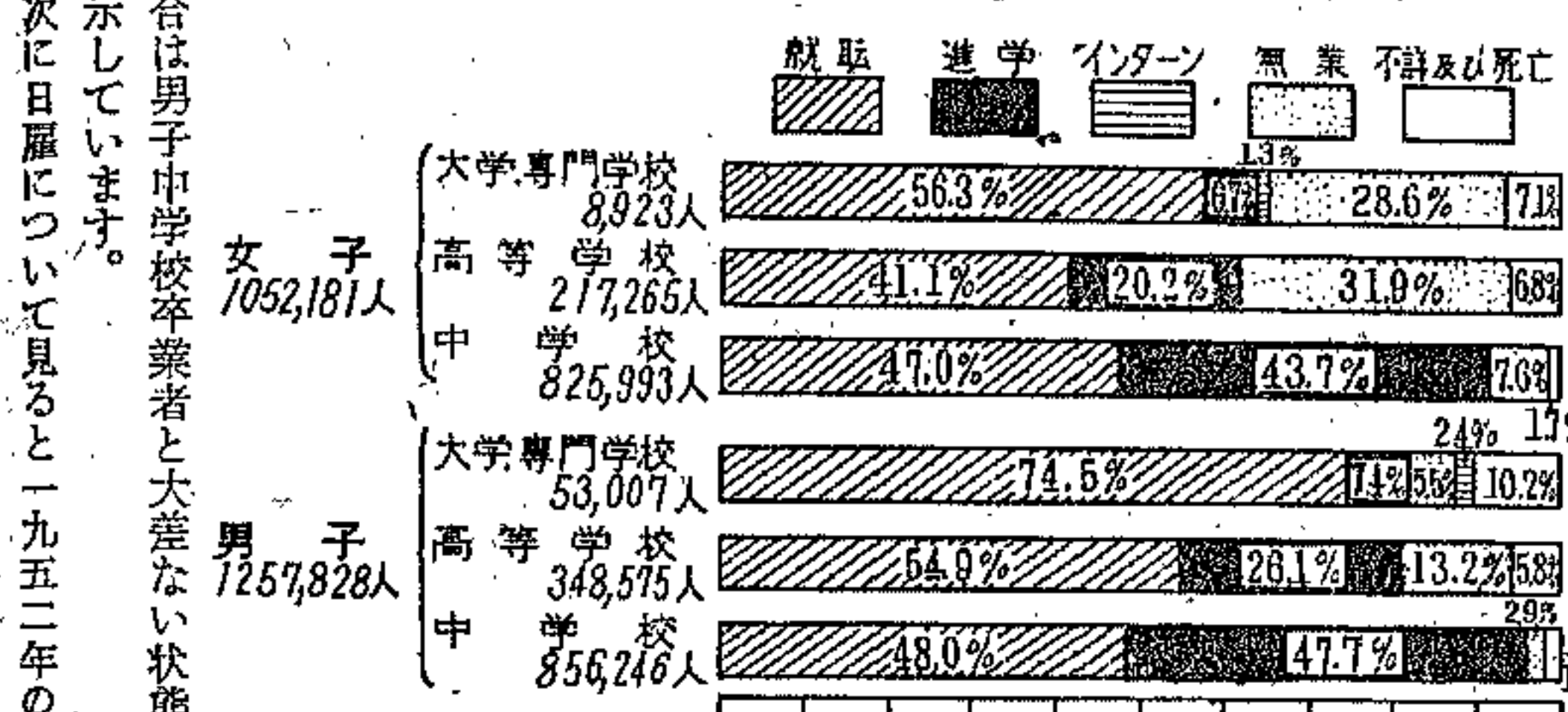
表6 公共職業安定所を通じた中学・高等学校卒業者の求職状況 (1952年3月卒業者)

項目	中学校			高等学校		
	計	男子	女子	計	男子	女子
求職申込件数	905,611	142,114	163,497	72,385	38,791	33,594
求人数	327,965	156,112	171,854	35,234	21,241	13,993
就職件数	196,917	89,875	107,042	23,485	13,684	10,401

です。就職後、特許を持たない中卒の婦人の求職が、殊に子供を持つ未亡人や主婦の求職が目立つて来ましたが、求人側は高年齢者や家事の負担の重い家庭の主婦を避ける傾向があるので就職はなかなか困難な状態にあります。然し特殊技能を持つ人の就職は比較的容易なようです。何らかの特殊技能を持つこと、その技能に熟練することがよい職業を得る要件です。

次に公共職業安定所を通じた一九五二年三月女子中学校卒業者の求職状況を見ると表6の通り求職申込件数は一六万三

図C 学校卒業者の卒業後の状況 (1952年卒業者)



割合は男子中学校卒業者と大差ない状態を示しています。

次に日雇について見ると一九五二年の

千、求人数は七万二千、就職件数は一〇万七千で、求職申込数の六五%以上が就職しています。又女子高等学校卒業者の求職申込件数は三万四千、求人数は一万四千、就職件数一万で、公共職業安定所への求職申込数の三%が就職していることになりました。

なお、文部省の調査による一九五二年学校卒業者と卒業後の状況は図Cの通りで、女子中学校卒業者の就職、進学の

☆エチオピアの女子教育

シルウィア・パンクハーストの報告より

エチオピアの女子は、単科大学に入る資格を持つており、総合大学ができればそれにも入学できることになっていくが、現在までに単科大学に入つたのは一人だけである。これは女子教育の重要性を親たちがまだ理解していないためである。

私はハラールでおおせいの中等学校の女生徒に会つた。アデイスアベバではイタリヤ戦争の前にメネン女帝によつて女子の学校が始められたが、これは小学校と中学校で、普通の中等の学校のカリキュラムの他に希望者には家庭経済や料理のクラスもある。校庭に小さな家が建ててあつたが、これは男生徒たちが女生徒のために建てたもので、家の中には台所や寝室があり女生徒たちはカーテンやふとんや、その他の設備を整えて小規模ながら家政の勉強をしていた。裁縫衣服仕立・刺しゅう・編物も習い、よい成績をあげてゐる。校長はMiss Gorgeというイスラエル人で非常に有能なエチオピア婦人で、アビシニア語で戯曲をかいいたり、それを作曲家である妹に作曲させて生徒たちに上演せたりしている。メネン女帝はまた手芸学校も設立

エチオピアの女子は、単科大学に入る資格を持つており、総合大学ができればそれにも入学できることになっていくが、現在までに単科大学に入つたのは一人だけである。これは女子教育の重要性を親たちがまだ理解していないためである。

エチオピアの女子は、単科大学に入る資格を持つており、総合大学ができればそれにも入学できることになっていくが、現在までに単科大学に入つたのは一人だけである。これは女子教育の重要性を親たちがまだ理解していないためである。



婦人少年

★ナイチンゲール軍の模範

「白衣の天使」に与えられる最高栄誉であるフローレンス・ナイチンゲール記章の本年度授賞者二十八人がナイチンゲールの生誕記念日である五月十二日、ユニバーズの赤十字国際委員会から発表されたが、この中に日本の看護婦三名が含まれている。姫路赤十字病院看護婦藤本まきえ(五八)元日赤中央病院看護婦加藤きん(六二)仙台市東北大学附属病院看護婦吉田山田タツ(六七)の三氏である。ナイチンゲール記章は一九〇七年赤十字国際会議で定められた「ナイチンゲール基金」によつて毎年表彰されるもので創設以来日本人の授賞者は二十八人で世界第一位である。今年度はフランス五人、ドイツ四人、オーストラリア三人、日本三人、コロンビア二人、スウェーデン二人等で、美しい三つの記章、彩状、ナイチンゲールの記念画像などが、日赤本社に送られてから日赤の名譽給紙である皇后陛下から授けられる。

★働く青少年の「竹の子会」

昭和二十六年に労働省婦人少年局で全国から募集した働く少

年少女の生活実態の調査報告書が、集めた「雨の日の風の日」は、法制大出版局から出版されたが、同出版局では、この印刷でこれらの青少年たちの喜びをたいと思つていたところ、この本を読んで感激した世界政府協会長松沢如一氏が「永遠の少年」という本を印刷して同出版局から出し、これに同出版局で作つた新聞を添えて、二千余人の少年少女に送つた。これがきつた働き者といふことになり、会の名も募集して「竹の子会」ときめた。この会は十二歳から十八歳までの働く青少年の集りで、法制大出版局に事務局をおき、松沢氏が世話人となつて、すくすく育て始めている。

★小田原で働く婦人の集い

神奈川県では五月十五日「働く婦人の集い」を小田原市中央公民館で開催、八百余名が参加した。婦人の購買のあと、労働者・経営者・中立の三つの立場から代表する三講師を中心に「働く婦人の自主性」が論議された。この「働く婦人の集い」は、毎月一回開かれ、労働者の意見をきく会として、働く婦人が安心して働ける

★働く婦人の意見をきく会

東京婦人少年室では、五月二十八日中央労働会館(文京区春日町)に教員・事務員・女工・ハラスキーパー・デザイナー・内職未亡人など約六十名を招待して意見を交換した。これは四月の婦人週間に労働省に論文を寄せた人たちの意見。席上意見として、婦人が安心して働ける

★世界婦人大会へ代表

六月五日から十二日までデンマークのロサンゼルスで開催される世界婦人大会に日本代表を派遣するため準備会を設け、代表として、高田なほ子(参議院議員、羽仁恵子(こどもを守る会副会長、赤松俊子(画家)、村上トク(長崎県議員)、浜田糸衛(婦人団体連合会事務局局長)、千葉千代世(日教組婦人部

★世界婦人大会へ代表

六月五日から十二日までデンマークのロサンゼルスで開催される世界婦人大会に日本代表を派遣するため準備会を設け、代表として、高田なほ子(参議院議員、羽仁恵子(こどもを守る会副会長、赤松俊子(画家)、村上トク(長崎県議員)、浜田糸衛(婦人団体連合会事務局局長)、千葉千代世(日教組婦人部

★世界婦人大会へ代表

六月五日から十二日までデンマークのロサンゼルスで開催される世界婦人大会に日本代表を派遣するため準備会を設け、代表として、高田なほ子(参議院議員、羽仁恵子(こどもを守る会副会長、赤松俊子(画家)、村上トク(長崎県議員)、浜田糸衛(婦人団体連合会事務局局長)、千葉千代世(日教組婦人部

★世界婦人大会へ代表

六月五日から十二日までデンマークのロサンゼルスで開催される世界婦人大会に日本代表を派遣するため準備会を設け、代表として、高田なほ子(参議院議員、羽仁恵子(こどもを守る会副会長、赤松俊子(画家)、村上トク(長崎県議員)、浜田糸衛(婦人団体連合会事務局局長)、千葉千代世(日教組婦人部

★世界婦人大会へ代表

六月五日から十二日までデンマークのロサンゼルスで開催される世界婦人大会に日本代表を派遣するため準備会を設け、代表として、高田なほ子(参議院議員、羽仁恵子(こどもを守る会副会長、赤松俊子(画家)、村上トク(長崎県議員)、浜田糸衛(婦人団体連合会事務局局長)、千葉千代世(日教組婦人部

★世界婦人大会へ代表

六月五日から十二日までデンマークのロサンゼルスで開催される世界婦人大会に日本代表を派遣するため準備会を設け、代表として、高田なほ子(参議院議員、羽仁恵子(こどもを守る会副会長、赤松俊子(画家)、村上トク(長崎県議員)、浜田糸衛(婦人団体連合会事務局局長)、千葉千代世(日教組婦人部

伏見 猛 著

定価 一七〇円

頭よい子 性格よい子

週刊朝日評

頭がよく性格もよい子を育てたいというのは、あらゆる親の念願であるが、親がそのような

ことを気にする頃には、すでに子供の才能や性格がほぼ決まってしまうと聞いたら驚く人が多いであろう。生れた時からの環境と教育の方法に万全の方途を講じなければ、そういう子供に育てられない。実証的に、極めて平易に、才能と性格の教育に関する問題を述べた本書は、今日親たちが直面しているたくさん疑問に答えるだけでなく、新しい指導方針を与えるであろう。

米 国 政 府 児 童 局 の 育 児 教 育 読 本 下 島 連 訳

あなたのお子さん

第一巻 1才から6才まで
第二巻 6才から12才まで

各二五〇円

両親のための
育児相談室
教師のための
指導参考書

健康で、大胆で、正直で愛情深く、責任感と独立心の
さかなな子供——、この理想の子供をどうしたら作りあ
げることができるか？それを心身の両生活にわたって具
体的に説いたのが本書です。

東京中央銀座西一

フォークダンスの 基礎と踊り方

A・アルセーニエワ 著
梅村レイ子 訳

ロシア風の踊りを中心に、世界の民族舞踊の基礎となる踊り方、
振付、演奏曲まで編集されたもので、特に小、中、高校の児童
サークルの指導者の教科用として好適、民族舞踊の練習法を教
程順に配列してある。

A 5 判 上 製 定 価 2 8 0 円

実業之日本社